

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市防災化計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、経済部、土木工営所、都市整備部、土木部、建築部、上下水道局、教育委員会

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、府、市、関係機関、事業者、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため、平成18年度に行った大規模地震の被害想定調査をもとに、被害（人的被害・経済的被害）を平成29年度で半減することを目標とする「大阪府地震防災アクションプラン」（平成21年1月策定）に基づく地震防災対策を推進する。また、風水害、大火災等による災害を未然に予防するため、都市防災構造化対策事業計画の策定に基づく建築物の耐震不燃化、空地の確保、都市基盤整備事業、土地区画整理事業、都市防災構造化対策を推進する。

第1 道路の整備

1. 道路橋梁整備

(1) 現 状

道路施設は、単に交通施設としての機能ばかりでなく、災害発生時において緊急要員、緊急物資の輸送及び避難路としての重要な機能を有するとともに、火災に対する延焼遮断帯としての役割も兼ね備えている。また、生活道路は災害時の市民の避難路であり、消火活動の基盤となるものである。

本市は、東西に国道308号、南北に大阪中央環状線及び国道170号が道路の骨格を形成している。

他の東西の主要道路には、石切大阪線、大阪枚岡奈良線、大阪東大阪線及び大阪八尾線があり、南北の主要道路には、旧大阪中央環状線、八尾枚方線及び国道旧170号がある。

また、高速道路及び自動車専用道路として、阪神高速道路大阪東大阪線、第二阪奈有料道路及び近畿自動車道天理吹田線がある。更に、これら主要幹線道路と本市の都市計画道路及び生活道路等が連係し、市域の道路網を形成している。

市域には、近鉄大阪線沿線からJR西日本徳庵駅及び鴻池新田駅に至る西部地域、近鉄奈良線沿線一帯及び生駒山地山麓部一帯に、木造住宅密集地域が広がり細街路が多い。特に、近鉄大阪線沿線は広幅員道路がなく、防災上危険な地域となっている。

(2) 防災機能の向上

本市においては、防災上、主要幹線道路とネットワークとなるような都市計画道路等の整備を行うとともに、生活道路の整備に努め、延焼遮断帯としての機能の向上や安全な避難機能の向上を目指すものとする。

ア. 都市計画道路の整備

災害時の緊急交通路及び避難路としての役割を実現し、また火災の延焼防止等を図るため、重点的に都市計画道路の整備を図る。

イ. 生活道路の整備

市民の生活に密着している生活道路は、緊急車両の通行が可能な幅員への拡大整備の検討や袋小路の解消を図る道路網の形成の推進を図る。

(3) 豪雨時の路面流失防止

道路については、道路の舗装を進めるとともに、特に豪雨時の浸水等による路面流失の防止を図り、低地帯の道路については、路肩、配水設備等の整備を行う。

(4) 避難路の指定

ア. 一時避難地及び広域避難地への避難者の移動が安全に行われるよう、幹線道路や生活道路の整備により、総合的な避難路の確保を図る。

イ. 避難路は、避難所等へのアクセスとして道路を指定し、重層的なネットワークの形成を図る。

ウ. 避難路としての基準に満たない場合でも、必要のあるときは準避難路として指定し、整備等により基準を満たしたときは避難路に指定するものとする。

2. 道路橋梁の維持補修等

(1) 道路の整備

ア. 街路照明、歩車道分離など道路の環境整備を図る。

イ. 震災時のため、盛土・切土工事を行っている場所について、耐震性の向上を図る。

ウ. 広域避難地等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路及び幅員10m以上の緑道を整備する。

エ. 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

(2) 橋梁の整備

震災時における橋梁機能の確保のため、市道に架かる橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定し、橋梁の整備の推進を図る。

(3) 横断歩道橋の整備

震災時において歩道橋が落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋について耐震点検調査を実施し、補修等対策が必要なものについて整備を推進する。

(4) 災害危険箇所の把握

災害の種類により被害の発生形態が異なるため、災害の種類に応じた災害危険箇所をあらかじめ

じめ把握しておく。

(5) 災害危険箇所の調査

災害発生の場合、広域緊急交通路、地域緊急交通路、主要地方道等防災上重要な道路を中心に、直ちに災害危険箇所の緊急調査が行えるよう民間業者の協力を含め、緊急調査体制の整備に努める。

3. 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

第2 空地の整備

災害による同時多発火災に対し、避難者の安全確保と火災の延焼阻止を図るため、市街地の中心に公園等のオープンスペースの確保を推進する。

これらのオープンスペースは、延焼遮断帯として機能するほか、救護活動、物資集積等の拠点としての利用、ガレキ集積場所、ヘリコプターの臨時発着場としての活用、応急仮設住宅の建設場所など、重要かつ多様な役割を果たすものである。

1. 公園の整備

公園は、市民のスポーツ、レクリエーションの場としての機能、環境保全の場としての機能のほかに災害発生時における避難場所として防災上重要な役割を持っているため、花園中央公園の早期整備、近隣公園、街区公園の整備を推進するとともに、緑道等によりそのネットワーク化を図るものとする。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。

(1) 広域避難地となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供する概ね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものを含む。）の整備を図る。

(2) 災害応急対策に必要となる施設の整備

災害応急対策に必要となる備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等の整備を図る。

(3) 一時避難地となる都市公園の整備

近隣の市民が避難する概ね面積1ha以上の都市公園の整備を図る。

(4) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等の整備を図る。

2. 緑地の保全

緑地は、地域住民の快適な生活環境を確保するばかりでなく、大地震時の火災延焼防止のための延焼遮断帯や避難地として重要な役割を担っている。このため、防災上の観点から緑地の保全を推進する。

3. 治水緑地の整備促進

豪雨時による洪水処理の基幹施設として、河川の流量負担の軽減、洪水時の調整池としての機能を果たすとともに、平常時には運動広場や公園などとして機能し、また災害時には防災空間として機能する治水緑地の整備を図る。

4. 農地の保全

市街化区域内における農地は、良好な環境の確保はもとより火災の延焼防止、緊急時の避難地、発災時の被災者への生鮮食料品の供給など防災上も重要であり、適切に保全し、市街地におけるオープンスペースの確保を図るものとする。

5. 防災緩衝緑地の整備

関係機関の協力のもとに、工場地帯と住宅地帯との間に防災機能を持った緩衝緑地の整備を図る。

6. オープンスペースの利用

オープンスペースは、延焼遮断帯として機能するほか、救護活動、物資集積等の拠点としての利用、ガレキ集積場所、ヘリコプターの臨時発着場としての活用、応急仮設住宅の建設場所など、災害緊急時に重要かつ多様な役割を果たすものであるため、防災上の観点からオープンスペースの利用計画を検討する。

第3 市街地の整備

既成市街地内において、木造密集地域や公共施設未整備地域等の地震災害に脆弱な地域については、災害予防のために土地利用の規制・誘導を行うとともに、特に危険な地域においては、市街地の面的整備を実施し、建築物の耐震不燃化の促進及び道路、公園、上下水道、広場等の公共施設を総合的に整備することにより、災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。市は、防災性向上

を図るべき木造密集市街地において、「災害に強いすまいとまちづくり計画」（「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」の指定、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等を踏まえた整備計画等）を策定するなど、以下の諸施策を重層的に実施し、建物の不燃化・耐震化促進と住宅・住環境や都市基盤施設の総合的整備を図る。

1. 市街地の面的整備

(1) 土地区画整理事業

密集市街地においては、土地区画整理事業（防災街区整備事業等）の手法を活用し、事業の実施にあたっては、火災の延焼遮断機能をもつ道路、公園などのオープンスペースの確保を図り防災環境整備を促進する。

(2) 都市基盤整備事業

駅前周辺地区等における木造建築物等の密集市街地については、土地の高度利用を促進するため、建築物と公共施設の一体的な整備を促進し、建築物の耐震不燃化を図ることにより、災害に強いまちづくりを推進する。

2. 住宅市街地の防火性向上の推進

(1) 住宅市街地総合整備事業

耐火建築物を中心とした安全で快適な拠点住宅街区を形成し、これと一体的に避難地、避難路の整備を図るため、住宅市街地総合整備事業を推進する。

(2) 特定施設等の整備

木造賃貸住宅密集地区等の住宅市街地において、土地所有者等による老朽住宅等の建て替えを促進するとともに、地方公共団体による生活基盤施設の整備等を図るため、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）を推進する。

市及び施設管理者は、高層ビル、ターミナル駅等不特定多数の者が利用する都市の施設等について、地震発生時における安全性の確保が重要であることから、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化するものとする。

また、土木構造物・施設についても、耐震対策等防災機能の強化に努めるものとする。

3. 建築物の耐震、耐火化の促進

公共建築物の耐震、耐火化を促進するとともに、民間の建築物についても、耐震、耐火化に対する啓発、指導を行う。特に、広域避難地や避難路の周辺地域において、地震時に道路閉塞となるおそれのある建築物の耐震化の推進をする。また、安全確保のために不燃化を図る必要のある区域については、建設に対する助成、融資を含めた不燃化促進事業を推進する。

4. 防火、準防火地域指定の拡大

人口の集中地区を中心に、準防火地域の指定の拡大を図る。また、広域避難の安全性確保と都

市防火区画の形成する地域などについては、防火地域の指定に努める。

5. 工場整備等の促進

住工の混在による災害の発生を防止するため、企業団地の造成を進め、工場などの整備等を促進するほか、その跡地利用についても、可能なかぎり公園、広場などのオープンスペースとして確保する。

資料2-1：都市計画道路整備進捗状況

資料2-2：公園緑地の現況

資料2-3：土地区画整理事業・市街地再開発事業の整備状況

資料2-4：防火地域及び準防火地域の指定

第4 地域防災拠点の整備

平常時には、地域の住民の憩いの場であり、防災知識の普及啓発や地域の防災リーダーの教育・訓練の場でもあり、災害時には市民や行政などの防災活動の拠点ともなるものであるため、これらの機能の複合的な整備を推進するものとする。

本市において、コミュニティのまとまりの区域となっている自治連合会校区において中心となる小学校（45箇所）を地域防災拠点と位置付け、施設等の整備を推進する。

資料2-5：地域防災拠点一覧表

第5 耐水に配慮したまちづくり

都市型水害対策に関しては、耐水に配慮したまちづくりとして、以下に示す対策について検討に努めるものとする。

1. 近隣市との連携

広範囲に浸水被害が発生する場合には、近隣市との連携による対策が不可欠であり、地域防災計画において、流域内及び地域内での記載内容のレベルも含めて、相互に整合のとれた計画を反映するよう検討する。

2. 情報提供や水災に対する認識の改善

地下空間の浸水を含めた水災の危険性、耐水対策等の必要性について、地域住民及び施設管理者への啓発等に努める。

3. 関係機関との連携の強化

河川管理者、市、ライフライン施設管理者、その他の関係機関とで、水災対策に関する検討及び調整の場を設け、継続的に検討・調整を行い、施策の推進に努める。

4. 都市計画・土地利用計画等と連携した検討

水災による危険性を少しでも回避するために、土地利用の動向を踏まえ、課題の抽出を行うとともに、その解決に向け関係機関との連携を強化して検討を進めていく。

5. 流出抑制対策等について

流出抑制対策の機能の担保、道路整備における透水性舗装、各戸貯留や浸透ます等の個人レベルの流出抑制対策等の整備のあり方について検討を行う。

第2節 建築物等災害予防計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、建築部

地震による構造物被害は、倒壊や損傷により使用不能に陥るなどの建築物本体の被害とともに、家具の転倒、非構造材の破損落下、ブロック塀等の倒壊による被害等の影響を広範囲に及ぼす。

建築物の倒壊は、人的被害の発生をもたらすばかりでなく、地震火災の発生源となることから、その耐震性の確保は重要である。また、災害時に防災拠点施設や避難施設となる重要な建築物については、災害対策活動を行ううえで重要度が高いため、耐火性、耐震性の改善を図る。

1. 建築物の耐震対策の促進

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、市が行う東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画により、昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び耐震改修の促進に努める。建物の新築に際しては、防災上の重要度に応じた震災対策を講じる。また、大阪府及び建築関係団体との連携を一層強化し、耐震対策の推進を図る。特に府及び市は、公立学校等について速やかに耐震診断を実施するとともに、その結果を公表する。また、診断結果に応じ、耐震改修の計画的な実施に努める。

2. 公共建築物等災害予防

市が所管する防災上重要な公共建築物については、大規模な地震によっても倒壊しないという構造レベルでの耐震性強化のみならず、災害直後の初動時において、できるだけ平常に近い状態で使えるという機能レベルでの耐震性が期待されるため、非常電源など設備面での対策を含めた予防対策を策定する。地震時の機能や重要性に応じて、目標とすべき耐震性能を定め、設計時から構造、設計、計画など多面的に検討する。

新耐震基準制定以前の公共建築物のうち拠点型建築物（消防局・署）、避難所型建築物（校舎・体育館等）や入所型建築物（社会福祉施設等）となるものについては、耐震診断を行い、必要に応じ補強・改修工事を行う。なお、老朽化しているものは建替えを原則とする。

特に、多数の人々が入り出りする特定建築物に対する調査改修については、特定建築物耐震改修促進事業を活用し、耐震診断や必要な改修の指導、助言、指示等を行い、耐震強化を図る。

構造体の耐震性能だけでなく、外壁、窓ガラス、壁・天井仕上げ材、設備の耐震性や、家具の固定などにも配慮して、施設全体の耐震性向上につながる予防計画の整備を図る。

消防局署等では、応急活動や復旧支援活動の本部機能が期待されるため、建築物被害の予防と同時に、職員派遣や物資等が集中して混乱するのを避けるため、支援拠点としてのオープンスペースの確保を図る。

この他、地下水・雨水利用施設や耐震性貯水槽、備蓄倉庫及び自家発電設備などの設置につい

でも検討し整備を図る。

公共住宅については、計画的な建替事業を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。また、ピロティ形式等特殊構造の中層及び高層住宅について、耐震診断を実施し、必要な耐震改修の実施に努める。

3. 一般建築物等災害予防

新築建築物については、耐震性構造設計指針に基づいて設計を行うよう指導する。また軟弱地盤対策、液状化対策といった地盤災害対策や外装材の落下防止対策等を図るよう指導する。

昭和56年新耐震基準の建築基準法が実施される以前の既存建築物に対しては、東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震診断と耐震補強の促進を図る。

また、特定建築物（一定規模以上の多数の人が利用する建築物や避難路で道路閉塞のおそれのある建築物）等の所有者に、耐震診断や必要な改修の指導・助言、指示等を行い、その進行管理に努める。

4. 建築設備対策

建築設備、空調設備、給排水設備、消防設備等について、耐震診断と耐震補強の促進を図る。所有者、管理者、設計者等に対して必要な指針等を作成し、耐震化の促進や知識の普及に努める。

特に、変形追従性が問題であり、建築物内での対策とともに、敷地と建築物との接続部分についても耐震措置を指導する。

5. ブロック塀の安全対策

地震によって塀が倒れるとその下敷きになり死傷者が発生したり、地震後の避難や救助、消火活動にも支障が生じる場合があることから、これらの被害を防ぎ避難路等の確保のため、ブロック塀等の安全対策が必要である。

市では関係団体と連携しブロック塀の実態調査を行い、危険なブロック塀等の所有者へパンフレット等を活用して注意喚起を行う。

特に、避難路や通学路沿いを重点的に実施するなど、優先度、危険度に応じた計画的な改善を促進し、あわせて安全な改修工法を普及促進する。

6. ガラス、外壁材、屋外広告物、天井等の落下防止対策

①窓ガラスや外壁等

市街地で人の通行の多い沿道に建つ建築物や避難路沿いにある建築物の窓ガラスや外壁のタイル等の地震対策として、窓に飛散防止フィルムを貼ること及び、外壁の改修工事による落下防止対策について、所有者・管理者等に対して啓発、指導を行う。

②屋外広告物

広告物掲出許可時点・講習会等の機会をとらえ、適切な設計・施工や、維持管理についての啓発に努めるほか、関係団体にも協力を求め、屋外広告物の安全性について所有者・管理者等に対して、指導を行う。

③天井

不特定多数の利用する大規模空間を持つ建築物の天井は、崩落防止対策を行うよう施設所有者及び管理者に注意喚起を行う。

7. エレベーターの閉じこめ防止対策

近年、中規模の地震発生時においてエレベーターが緊急停止した際に、異常が発生し、エレベーター内に人が閉じ込められる事例が多く発生している。

このような被害や閉じこめに対する不安を解消するために、定期点検の機会を据え、現行指針に適合しない既存エレベーターの地震時のリスク等を建物所有者等に周知し、安全性の確保を推進する。パンフレット等により建物所有者に日常管理の方法や地震時の対応方法、復旧の優先度・手順等の情報を提供する。

8. 居住空間の安全性の確保

①家具転倒防止

地震でたとえ建築物が無事であっても、家具の転倒による人的被害や転倒家具が障害となり、延焼火災等からの避難が遅れるなど、家具の転倒による居住者被害が発生するおそれがある。

家具の転倒防止策は建物の耐震化などに比べ、低コストで簡単に行うことができる。室内での居住者被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するためにも、家具固定の重要性や固定金物の情報等について、相談窓口やウェブサイト・パンフレット等により普及啓発を行う。

②防災ベッドや耐震テーブルの活用

個別事情により、住宅の耐震改修が困難な場合、地震により住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき命を守ることができるよう、防災ベッドや耐震テーブルの活用を促進する。

9. 建物の安全性に関する指導等

建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- (1) 「災害危険区域」（大阪府建築基準法施行条例第3条）の指定による、建築物の構造制限等
- (2) 定期報告制度（建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告及び高層建築物等の防災計画書作成指導）の推進
- (3) 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導
- (4) 非構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層ビルにおける長周期地震動対策等の啓発
- (5) 液状化対策の啓発

第3節 文化財災害予防計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

消防局、教育委員会

文化財は貴重な国民的財産であり、文化財の保存のためには万全の配慮が必要である。このため、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を講じ、施設整備を推進し保護思想の普及、訓練、現地指導を強化する。また、文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに文化財の維持管理にあたるものとする。勧告、助言、指導は、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくはその権限を委任され又は指示を受けた大阪府教育委員会が行う。大阪府指定のものにあつては、大阪府教育委員会若しくは指示を受けた市教育委員会が行う。市指定のものにあつては、市教育委員会が行う。

1. 文化財等の立入り検査

文化財保護対象物について、定期的あるいは随時に立入り検査を実施し、防災に関する指導を行う。

2. 文化財等の保護思想の普及及び防災訓練

文化財保護強調週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財所有者、市民（特に文化財付近の一般家庭）、見学者等に対して、文化財保護思想の高揚を図るための啓発活動を展開する。文化財所有者、消防局、警察署、教育委員会その他関係機関は、平常時から密接な連絡を保ち、また、防災訓練を実施することで、災害時における円滑な対応が行えるよう務める。

3. 文化財等の自主防火管理体制の強化

防火管理者等に対し、地震対策及び防火管理体制の確立を指導するとともに、防火研修会、講演会等を通じ、防火管理業務が適切に実行されるよう指導する。

4. 文化財等の文化財防火施設の整備拡充

文化財保護対象物に対して、警備設備、耐震施設・耐震補強、消火設備、避雷設備、防火壁、消防車両進入路、保存庫等防災施設の設置及び改修について、国庫補助金及び大阪府補助金等により整備拡充の促進を図る。

5. 文化財等の自衛消防隊等の育成指導

自衛消防隊を育成し、自主防災体制の強化を図るとともに、付近住民等による自衛組織の結成について指導する。

6. 文化財等の火気の使用制限区域の設定

文化財保護対象物の建造物付近は、喫煙又は裸火の使用を制限する区域に指定し、市民に周知するように努める。

資料2-6：東大阪市における指定文化財の現況

第4節 ライフライン災害予防計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、都市整備部、土木部、上下水道局、大阪ガス（株）、関西電力（株）、西日本電信電話（株）

第1 ガス施設災害予防計画（大阪ガス株式会社導管事業部北東部導管部）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。また、災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 災害予防対策

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2. 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア. 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ. 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定制、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

3. 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

4. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

5. 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第2 電気施設災害予防計画（関西電力株式会社東大阪営業所）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。また、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 災害予防対策

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2. 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (2) 対策要員の動員体制を整備する。
- (3) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

3. 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。

- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

4. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

5. 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

第3 通信施設災害予防計画（西日本電信電話株式会社 大阪支店）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。また、災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1. 災害予防対策

(1) 電気通信設備等の高信頼化

- ア. 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。
- イ. 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
- ウ. 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- ア. 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
- イ. 主要な中継交換機を分散設置とする。
- ウ. 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- エ. 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器へ

の保管等の措置を講じる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

2. 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

3. 災害対策用資機材等の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。
- (6) 災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、市防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

4. 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ア. 災害予報及び警報の伝達
 - イ. 非常招集
 - ウ. 災害時における通信疎通確保（災害用伝言ダイヤル等安否確認のためのサービス（以下、「災害用伝言ダイヤル等」という。）の運営を含む）
 - エ. 各種災害対策機器の操作
 - オ. 電気通信設備等の災害応急復旧
 - カ. 消防及び水防

キ．避難及び救護

(2) 国・大阪府等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

5. 協力応援体制の整備

(1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

第4 上水道施設災害予防計画

市及び関係機関は、災害による給配水施設の被害を軽減し、かつ飲料水を確保するため、平常時から水道施設の点検の実施と断水防止のための改良整備を推進し、可能な限り円滑に送水できるような対策を講じる。

災害により、水道諸施設に甚大な被害を受けた場合には、代替施設等による応急処置で給水が行えるよう平常時から対策を講じる。

なお、講ずる対策については、「東大阪市上下水道事業長期基本計画、中期実施計画」に基づき推進する。

1. 上水道施設の維持管理等

災害に備えて、平常時より上水道施設の維持管理、図面の整備等を図り、関係する市町村等と相互応援協定を締結する等、万全を期す。

(1) 取導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等の上水道施設について、平常時から巡回点検を行い、老朽箇所、被害を受けやすい箇所等の把握に努めるとともに、給水量及び水位を点検し、事故の早期発見に努める。

(2) 災害の種類により被害の発生形態が異なるため、あらかじめ災害の種類に応じた対応策を講じておく。

(3) 災害発生の場合、直ちに被害を受けやすい箇所等の緊急調査を行えるよう体制を整備するとともに、民間業者にも緊急調査協力を依頼しておく。

(4) 配水管被害には制水弁操作による配水措置対策が必要なため、平常時から配水管網図及び制水弁位置図の管理に万全を期す。

(5) 震災等により上水道施設に被害を受けた場合、応急復旧を容易にするため、水道管路情報シ

システムの活用を図る。

2. 上水道施設の整備

- (1) 水道基幹施設の配水池、老朽化した建屋の耐震化、機械・電気設備の更新を図る。
- (2) 耐震性に問題がある経年老朽管、地震動による液状化が予想される地区及び軟弱地盤地区は、耐震性のあるダクタイル鋳鉄管等への布設替えを進める。
- (3) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ア. 浄水施設、送水施設、配水施設等の上水道施設について、老朽箇所及び地震動により、破損しやすく被害を受けやすい箇所等から耐震性の向上を図る。
 - イ. 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化を推進する。
 - ウ. 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備に努める。
- (4) 管路の多重化（連絡管等の整備）、水源の複数化等バックアップ機能を強化する。
- (5) 塩素酸ナトリウム、石油類、高圧ガス等の危険物の保管施設の改良整備や耐震性の向上を図るとともに、巡視点検等必要な措置を講じる。
- (6) 火災に備え、消火栓の増設を図る。

3. 応急復旧体制の強化

- (1) 水道施設等の被害状況を的確に把握し、迅速な応急復旧活動を推進するため、その支援を行うための情報通信システム（水道管路情報システム）の活用を図る。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。

4. 応急給水対策

震災時における給水施設の被災により一時的に送水不能に陥るか、飲料水の汚染等により飲料水を得ることが困難になる事態に備えて、給水機能の整備を図る。

- (1) 平常時から給水タンク車等の点検整備を行う。
- (2) 断水時のために仮設給水栓の整備を図る。
- (3) 緊急の場合に備えて、飲料水の備蓄と併せ、給水に必要な資機材等（給水容器、水質検査機器・試薬、消毒薬等）の備蓄を図る。

5. 要員の教育・訓練

- (1) 大きな震災を想定して、上水道施設に関する職員教育と防災訓練を計画し、実施する。
- (2) 緊急の場合に備え、参集方法、各職員の役割・初動、緊急連絡体制を周知徹底する。

6. 資材の備蓄

災害により被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の復旧用資機材を備蓄する。

7. 民間業者との協定等

大災害の場合に備え、民間業者に、災害危険箇所等の緊急調査、応急処置、応急給水、災害応急復旧、復旧等について協力の申し入れ、又は協力協定の締結を図る。

8. 相互応援協定

上水道においては、迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市、大阪府及び大阪広域水道企業団は互いに協力して大阪広域水道震災対策中央本部体制を整備する。

第5 下水道施設災害予防計画

市及び関係機関は、災害による下水道施設の被害を最小限にとどめ、生活排水の排除、雨水排除などの下水道機能の確保を図るため、施設の整備増強及び維持管理に努める。

特に、地震動による液状化により破損が想定される箇所及び老朽化の著しい施設の補強、整備に努める。

1. 下水道施設の維持管理

- (1) 下水管渠、電気設備、通信設備等について平常時から巡回点検を行い、老朽箇所、被害を受けやすい箇所等の把握に努める。
- (2) 下水道の未整備地区など浸水危険箇所について、河川・水路管理者等と連携して実態を把握し、それぞれの箇所ごとに予防措置を行う。
- (3) 災害の種類により被害の発生形態が異なるため、災害の種類に従い被害を受けやすい箇所等をあらかじめ把握しておく。
- (4) 災害発生の場合、直ちに被害を受けやすい箇所等の緊急調査を行えるよう、調査体制を整備するとともに、民間業者にも、緊急の場合の調査の協力を依頼しておく。
- (5) 震災等により下水道施設に被害を受けた場合、復旧を容易にするため配管網図等を明記した図面の整備を図るとともに、そのコンピュータ化を推進する。

2. 下水道施設の整備

既設の下水道施設については、老朽化施設の改修整備により耐震性の向上を図る。また、今後

の設計に当たっては、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行い、耐震設計及び耐震施工を図るものとする。

- (1) 地盤の軟弱な地区、地盤の不均等な地区又は地震動による液状化が予想される地区に敷設される下水管渠については、老朽化の著しいもの及び危険度・重要度の高いものから重点的に補強する。
- (2) 新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し実施する。
- (3) 地盤の悪い箇所は、管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で、耐震化を図る。
- (4) 下水管渠の連結箇所は、地震動により破損しやすいため、老朽化した施設から耐震化を図る。
- (5) 主要幹線は、耐震性の高い管材を使用し、支線は、修復のしやすい工法を採用する。
- (6) 管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化、重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保に努める。
- (7) 下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう集中監視システムを導入整備する。
- (8) 下水処理水や河川水の利用を行うための施設の整備に努める。

3. 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

4. 要員の教育・訓練

- (1) 大きな震災を想定して、下水道施設に関する要員教育と防災訓練を計画し、実施する。
- (2) 緊急の場合に備え、参集方法、各職員の役割・初動、緊急連絡体制を周知徹底する。

5. 資材の備蓄

災害により被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の復旧資材を備蓄する。

6. 民間業者との協定等

大災害の場合に備え、民間業者に災害危険箇所等の緊急調査、応急処置、災害応急復旧等についての協力の申し入れ、又は協力協定の締結を図る。

7. 相互応援協定

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、大阪府・市町村間の協力応援体制を整備する。

第6 共同溝災害予防計画

共同溝は、地下埋設物の破壊防止に有効であるばかりでなく、地盤が安定し、地震による道路の陥没、亀裂等の大きな被害を避ける効果があるとされている。

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

(1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

ア．共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

イ．電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

(2) 特に、共同溝については、市、大阪府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

第7 放送施設災害予防計画

放送局等は、災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

第5節 防災資機材等整備計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

健康部、上下水道局、総合病院、消防局

災害応急対策に必要な資機材等を災害発生時に適切に活用出来るよう、平常時から技術者、装備・資機材等の確保に努め、その点検整備を行うこととする。

1. 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により、資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。

2. 水防、消防及び関係機関の資機材の点検整備

防災関係機関は、災害時においてその機能が十分に発揮出来るよう、常に点検整備を行い、保管の万全を期す。

3. 医療、助産及び防疫用資機材の点検整備

医療、助産及び防疫用資機材については、その点検整備を行う。特に、薬剤については、効用年限等に十分注意するなど、常に整備を行う。

4. データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、福祉部、建設局、消防局、上下水道局、教育委員会

市は、「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号）に定める第4次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき大阪府と連携協力して、事業の推進に努める。

1. 対象地域

東大阪市全域

2. 計画の初年度

平成23年度

3. 計画対象事業

地震防災整備事業の計画対象事業は、次のとおりである。

- (1) 消防用施設
- (2) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (3) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (4) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

第7節 自治体のBCP（業務継続計画）の作成・運用

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

全部局

生駒断層帯地震や上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、市の公共施設や職員等も甚大な被害を受けることが懸念される。

そのような状況においても、住民生活に直結する業務等については、出来る限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧することが求められる。

このため、市においては、自らのBCP（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制整備を図る。

1. 東大阪市役所BCP（業務継続計画）の作成・運用

市は、以下の方針に基づき業務継続を図ることとし、東大阪市役所BCPを作成・運用する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、東大阪市地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 市民生活や経済活動等への支障を最低限にとどめるため、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、被災後もできる限り早く業務を実施できるよう、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室や電力、通信等にかかる業務資源の確保に努める。

2. 東大阪市役所における業務継続の体制整備

市は、定期的な教育・訓練・点検等の実施及びこれらを通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

第2章 災害に即応できるひとづくり

第1節 防災知識普及計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、市民生活部、協働のまちづくり部、経済部、福祉部、子どもすこやか部、健康部、建設局、消防局、教育委員会

突発的災害である地震災害対策は、市と防災関係機関の努力だけでは実効をあげることが不可能である。市民自身が、自らのまち、自らの生命と財産を自らの手によって守る「責務」を自覚し防災意識を持ち、知識と技術を身につけ、相互に緊密な連携を保ち、災害発生時に備えることが基本である。市は、各種防災知識普及啓発事業や防災訓練を通じて、市民の防災意識の向上に努め、また、市民の災害対応力（防災上の基礎技術）の向上を図り、災害発生時に的確な防災活動がとれるよう、指導・育成に努めるものとする。

1. 市民の防災意識の高揚

- (1) 市民に対し地域の防災に関する広報活動を積極的に行い、市民自身による防災活動の必要性の自覚を促す。
- (2) 自治会等その他各種組織に働きかけ、自主防災組織の一層の普及に努める。
- (3) 大阪府及びその他の防災関係機関の協力を得て、市民の防災意識の向上を図り、災害の発生に備える。
- (4) 自治会等地域住民の非常時の協力活動や消防活動を高めるため、知識と技術の普及に努める。

2. 市民に対する防災知識の普及

(1) 普及させるべき防災知識の内容

ア. 災害の種類・特質等

地震及びその二次災害・火災・土砂災害等

イ. 気象予警報の種類と対策

ウ. 災害発生時のための準備

食料・飲料水・非常時持出品の備蓄・停電時の照明等の準備

エ. 避難と避難誘導

緊急避難、避難心得、携帯品、避難路、避難場所（コンクリート屋内退避所を含む）、避難の時期、家族との連絡方法等

オ. 災害時の行動

(ア) 身の安全の確保方法

(イ) 情報の入手方法

- (ウ) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- (エ) 地震発生時における自家用車の使用自粛等、自動車運転者が注意すべき事項
- (オ) 災害時要援護者への支援
- (カ) 初期消火、救出救護活動
- (キ) 心肺蘇生法、応急手当の方法
- (ク) 救助用資機材の知識等
- (ケ) 避難生活に関する知識

カ. 耐震住宅

家屋の耐震診断法、耐震構造の基礎知識、家具の転倒防止、落下物対策、ブロック塀、門柱対策等

キ. コミュニティの形成

近所づきあい、助け合いと奉仕（ボランティア）の心、活気のある自治会づくり、住みよい町づくり

ク. 防災対策

防火心得、初期消火

ケ. 戸外の危険対策

自動販売機・電線・ブロック塀・門柱・落下物・看板等

コ. 災害時要援護者対策

高齢者・障害者・幼児・子供・妊婦・旅行者・外国人等

サ. 旅行先の防災対策

ホテル、旅館、観光地等での注意事項

シ. その他

(2) 防災知識普及の手法

次の手法を用いて、市民及び職員等に対して、また学校、各種団体等の防災知識の普及に努める。

ア. 広報「市政だより」等の利用

- (ア) 防災知識及び防災に関する計画等を、必要に応じ広報紙により周知徹底する。
- (イ) 救命処置・防災情報及び火災統計等の年間を通じての特集記事を消防広報紙により周知徹底する。

イ. 防災マップ・チラシ・ポスターの利用

ウ. ビデオ等の利用

防災用のビデオテープ、映画フィルム等を整備し、各種団体の会合時に上映し、貸出を行う。

エ. 新聞・テレビの利用

防災上特に必要な事項等は、新聞・テレビ等報道機関に報道を依頼する。

オ. 広報車等の巡回等

カ．講演会・講習会・展示会の開催及び防災教室の開催

キ．研究会、検討会の開催

ク．防災イベント

防災の日、「防災とボランティアの日」、火災予防運動期間・雨期前などに防災関係イベントを開催し、それらの行事を通じ、防災知識の普及に努める。

ケ．ケーブルテレビ、ウェブサイト、フェイスブック等の活用

コ．その他

防災以外の各種行事においても、機会を捉えて防災知識の普及に努める。

3．学校における防災教育

非常災害に備えて学校においては、児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全確保を図り、校舎、設備の保全を図る体制を確立するため、訓練、学習を実施する。

(1) 各学校において、定期的防災訓練を実施する。

(2) 各学校において、定期的防災学習を実施する。

ア．教育の内容

(ア) 気象、地震、津波についての正しい知識

(イ) 防災情報の正しい知識

(ウ) 身の安全の確保方法、避難地・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法

(エ) 災害等についての知識

(オ) ボランティアについての知識・体験

イ．教育の方法

(ア) 教育用防災副読本、ビデオの活用

(イ) 特別活動等を利用した教育の推進

(ウ) 防災教育啓発施設の利用

(エ) 防災関係機関との連携

(オ) 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用

(3) その他、必要と思われる事項について、防災関係機関と協議し、実施する。

4．家庭での防災教育

(1) 地震及び風水害による人的被害等を軽減するため、平常時から各家庭において防災知識の普及に努める。

(2) 各家庭においては、消火器等の備え付け、その使用方法、初期消火及び地域住民との助け合いを中心に防災意識の高揚、防災知識、防災技術等について指導する。

5. 事業所における防災教育

市は、経済団体と連携して教育啓発施設等を活用した体験教育などの防災教育を実施するよう指導する。

6. 職員に対する防災教育

職員をはじめ、防災関係機関職員の防災に関する意識・知識の向上を図るため、防災知識、個人の役割分担等に関する研修の実施等を検討する

(1) 教育の方法

- ア. 講習会、研修会等の実施及び参加
- イ. 見学、現地調査等の実施
- ウ. 防災活動マニュアル等の配付

(2) 教育の内容

- ア. 平常時の心構え
- イ. 市の災害対策活動について
 - (ア) 災害対策活動の概要
 - (イ) 災害時における本部の一員としての立場と心構え
 - (ウ) 災害時の役割の分担
 - (エ) 災害時の指揮系統の確立
 - (オ) 災害及び被害情報の収集・伝達の要領、報告書式の活用
 - (カ) 災害時における活動への取り組み方について
 - (キ) 非常参集の方法
- ウ. 災害知識について
 - (ア) 風水害・地震の基礎知識
 - (イ) 放射性物質・放射線についての知識
 - (ウ) 災害に対する地域の危険性
 - (エ) 災害情報等
 - (オ) 過去の主な被害事例
- エ. 防災知識と防災技術（緊急時モニタリングの実施方法、放射線関連機器及び緊急時医療などに関することを含む）

7. 防災訓練を通じた市民の防災意識の高揚

市民参加型の防災訓練を行い、これを通じて市民の防災意識の高揚を図る。

8. 災害教訓の伝承

市及び大阪府は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災

害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味についても正しく後世に伝えていくよう努める。

9. 計画の実施時期

防災知識の普及は、災害が発生しやすい時期及び全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、実施するものとする。

第2節 防災訓練計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

全部局

災害対策基本法に基づき、災害による被害を防止し又は被害を最小限に軽減出来るよう、本市域における防災活動の円滑な実施を目的として、関係機関及び市民との緊密な連携と協力のもとに次の訓練を実施する。実施にあたっては、各種災害に関する被害想定を明らかにし、実施時間を工夫する等さまざまな条件を設定し、交通規制の実施、災害時要援護者の参加、参加者自身の判断も求められる内容を盛りこむなど実践的な内容とするとともに、事後評価を行い防災体制等の改善に資するものとする。

1. 総合訓練

大地震発生時には、情報の収集・伝達、市民の避難、救出救護を始めとする広範な対策の的確かつ迅速な実施が同時に要求される。このため、防災訓練は、市民と防災関係機関等の参加を含め、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練を実施する。また、水防、林野火災、原子力、危険物、航空機等の災害別対策訓練などを実施する。

さらに、応援協定を締結している地方公共団体との間で必要な物資、人員、資機材等を相互に提供、受入れ等を行うなど、広域応援訓練を取り入れた防災訓練の充実を図るとともに、「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく訓練に積極的に参加する。

2. 機能別訓練及び訓練項目

機能別訓練項目及びその内容は、次のとおりである。

非常参集訓練（参集情報収集、緊急被害状況調査員の情報収集伝達等を含む）

情報訓練（無線機器の運用、通信連絡、情報収集伝達、二次災害調査、住民通報・クレーム対策、大量情報整理〈応援要請、データ収集、災害マップ作成・記入〉、指示・伝達、広報）

道路防災訓練（情報収集伝達、安全確保、交通規制、道路啓開、応急処置、復旧計画、応急復旧等）

河川防災訓練（情報収集伝達、土嚢積み、欠損箇所修復、避難勧告・指示、避難誘導等）

緊急輸送訓練（情報収集伝達、交通規制、道路啓開、車両手配、ヘリコプター手配、災害時用臨時ヘリポートの開設、緊急輸送品・数量・輸送手段・輸送ルート等の計画・手配・実施）

応援要請訓練（情報収集伝達、活動内容・人員・必要機材・受入場所等の決定、応援要請、受入れ体制の整備、受入れ、指揮系統の確立）

避難防災訓練（情報収集伝達、避難勧告・指示、避難誘導、避難場所の移動、避難所開設、食料他必需品の手配から分配まで、炊き出し、備蓄品の受入・分配、援助物資等の受入・選別・運搬・分配、物品倉庫の設置・管理、避難所運営手法等）

配送拠点防災訓練（情報収集伝達、車両・要員手配、配送経路の選定、備蓄品の積載・運搬、食料他必需品の数量把握・手配から分配まで、倉庫の設置、物品の受入・払い出し、在庫管理、車両・要員管理等）

救命救助防災訓練（情報収集伝達、救出、医療班の設置・運営、負傷者の搬送、応急手当等）

上水道防災訓練（情報収集伝達〈管理施設・住宅・道路等の被災状況等〉・現状把握〈世帯又は産業への影響の度合い等〉、応急給水、給水〈車両・資機材手配、給水拠点・搬送経路の選定、実施〉、復旧計画、応急処置・応急復旧等）

下水道防災訓練（情報収集伝達〈管理施設・住宅・道路等の被災状況等〉、現状把握〈世帯又は産業への影響の度合い等〉、応急処置、復旧計画、応急復旧等）

清掃防災訓練（情報収集伝達〈管理施設・住宅・道路等の被災状況等〉、現状把握〈世帯又は産業への影響の度合い等〉、臨時処理場、応急処置〈復旧計画、応急復旧等〉、仮設トイレの汚物及びごみ処理）

土砂災害等防災訓練（危険発見通報、避難勧告・指示、避難誘導、避難場所の開設・運営、災害発生、救助・救急、応急処置・応急復旧等）

学校等防災訓練（安全措置、避難誘導、救助・救援）

災害時要援護者防災訓練（情報収集伝達〈災害時要援護者の所在・内容、住宅・道路等の被災状況等〉、介助、おんぶ救助、救出、救急・搬送、避難、避難所内の措置）

奉仕団等防災訓練（情報収集伝達〈奉仕団への連絡等・奉仕内容の伝達、住宅・道路等の被災状況等の収集〉、活動分担・人員・必要機材・受入れ場所等の決定、応援要請、受入れ体制の整備、受入れ、指揮系統の確立依頼、ボランティアコーナーの開設・要員配置、ボランティアコーナー活動の実施）

衛生・防疫防災訓練（水・食品衛生の徹底、避難所での食中毒発生防止、隔離、入院〈市外を想定〉）

地域別訓練（地域特性に応じた地域別の訓練の実施）

3. 各機関が実施する訓練

市、防災関係機関、原子力事業者等は組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、消防、災害警備、水防、林野火災対策、原子力災害応急対策、危険物災害対策、航空機災害対策等に係る訓練を単独または共同で実施する。

(1) 水防訓練（恩智川水防事務組合）

水防活動の完全な習熟を目的として水防計画に基づき、訓練を行う。

(2) 消防訓練（東大阪市消防局）

現有消防力の効率的運用及び的確な防御活動に万全を期すため、消防技術の向上及び習熟を

目的として訓練を行う。

(3) 避難救助訓練（警察、消防、市、その他の関係機関及び市民）

避難救助訓練は、市民、通行者等の協力を得て、救助が迅速に行われるよう、誘導、指示、勧告等について行う。さらに、救出等についての訓練を行うこととし、孤立者、負傷者、災害時要援護者等の救助救出、医療、給水等の訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、市民、事業所等が、「自らの命は自分で守る、自分の地域は皆で守る」という防災の基本に立って適切な活動が行えるよう、初期消火訓練、避難訓練を中心に実質的な訓練実施計画を定めた上で提示し訓練を実施する。

(4) 通信連絡訓練

平常通信から災害通信への迅速円滑な切り替え、通信途絶時の連絡確保、通信内容の伝達等について訓練を行う。

(5) 非常参集等の訓練（関係機関）

各防災関係機関は、休日、夜間等勤務時間外において、非常参集による職員の配備を迅速に行うため、災害を想定し、情報の伝達、連絡、非常参集等について訓練を行う。

(6) 関係機関の訓練

指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関、防災上重要な施設を管理する機関は、各機関の定めるところにより、効果的な訓練を実施する。

(7) 訓練への参加、協力

市、消防、関係警察署及びその他の関係機関は、相互に協力して防災訓練の実施に努めるとともに、他の関係機関が行う防災訓練にも積極的に参加し、協力する。

4. 実践的な防災訓練の実施

毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練等の導入を図る。

5. 防災訓練の実施

市をはじめ消防団等の防災関係機関は、地域防災計画の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期すことを目的として、災害時要援護者や女性の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。実施にあたっては、各種災害に関する被害想定を明らかにし、必要に応じ交通規制を行うなど、実践的な内容とする。

第3節 自主防災体制整備計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、消防局

地震、風水害、火災等の災害を未然に防止し、また、被害を軽減するためには、防災関係機関の対策のみでは不十分であり、何にもまして地域における初期の自主防災活動が極めて重要である。

このため、事務局及び消防局が共同して、校区自治連合会に対し自主防災組織の育成を積極的に働きかける。

第1 自主防災組織の育成

市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、市民組織の防災活動への取組について啓発し、自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

1. 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ア. 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催）
- イ. 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の資料の周知、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ. 災害発生への備え（災害時要援護者の把握、避難地・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- エ. 災害発生時の活動の修得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など）

(2) 災害時の活動

- ア. 避難誘導（安否確認、集団避難、災害時要援護者への援助など）
- イ. 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ. 初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- エ. 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救護情報などの市民への周知など）
- オ. 物資配分（物資の運搬、給食、分配）

2. 自主防災組織の育成方法

市は、地域の実情に応じた自主防災組織の育成に努める。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- (3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- (4) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施

- (5) 防災資機材の配布又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- (6) 防災訓練、応急手当訓練の実施
- (7) 避難所配備職員との連携を図るための避難所運営訓練の実施

3. 各種組織の活用

婦人防火クラブ、幼年消防クラブなど防火に関する組織のほか、婦人会、青年団、自主防犯組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第2 事業所による自主防災体制の整備

市は、事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

1. 啓発の内容

(1) 平常時の活動

- ア. 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- イ. 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- ウ. 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- エ. 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- オ. 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

(2) 災害時の活動

- ア. 避難誘導（安否確認、避難誘導、災害時要援護者への援助など）
- イ. 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ. 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- エ. 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）
- オ. 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

2. 啓発の方法

市は、大阪府、経済団体と連携して、事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報紙（誌）などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施

- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言
- (5) ケーブルテレビ、ウェブサイトの活用

第3 救助活動の支援

市及び関係機関は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を整備する。

第4節 ボランティア支援計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

人権文化部、福祉部、建設局、社会教育部

大規模災害時において、被災地内外から参集する様々なボランティアの円滑な活動が行えるよう、市は市社会福祉協議会が設置・運営する「災害ボランティアセンター」を支援・連携し、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用するなど、その活動の環境整備を図るものとする。

1. ボランティア等の育成

ボランティア等の育成のために、次のことを行う。

(1) 協力依頼

各機関は、平常時から業務を通じ、また市社会福祉協議会等と協議して、市民団体や関係団体に対し、災害時におけるボランティア活動支援が円滑に行えるよう協力を依頼するとともに、災害時における連絡体制を構築する。

また、災害時に提供可能な技能等の事前把握に努める他、非組織ボランティアに対しても情報提供し、随時協力依頼できる仕組みを構築する。

(2) 防災教育

ボランティアに対する研修会の開催等により防災教育を行うとともに、災害時要援護者に対する防災教育を依頼する。

(3) 組織等の強化

ボランティアリーダー、ボランティアコーディネーターの育成を図る。

(4) 市社会福祉協議会「常設型災害ボランティアセンター」との連携支援体制の構築

市は、市社会福祉協議会「常設型災害ボランティアセンター」の運営を支援し、災害時における連携支援体制を構築する。

市社会福祉協議会「常設型災害ボランティアセンター」は平常時において次の業務を行い、ボランティア等の育成に係る施策を推進する。

ア. 災害支援ボランティアの募集・育成及びグループ登録

イ. ボランティアリーダーの育成及び教育・訓練

ウ. 市民団体、関係団体、NPO、NGOとの連携体制の整備及び連絡調整

エ. 災害支援ボランティア活動の広報啓発

オ. 地域における防災教育・訓練の普及や地域での避難支援等のあり方についての検討

カ. その他災害時のボランティア活動や防災・減災に対する取り組みについての調査・研究等

2. 発災時の対応

市は市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受け入れや調整等の支援活動を円滑に行うため、市社会福祉協議会に「災害ボランティアセンター」を設置し、運営に必要な情報の提供、拠点及びボランティアの滞在場所の確保、人材及び資機材の提供などの支援を行う。

「災害ボランティアセンター」は次の業務を行う。

- ア. 市災害対策本部との連絡調整
- イ. ボランティアの募集、登録、コーディネート・派遣の実施
- ウ. 被災状況や支援ニーズの情報収集とボランティアの需給調整
- エ. ボランティア支援活動に必要な資機材等の調達及び管理
- オ. 関係団体、NPO、NGO、企業等との連携による支援体制の整備等

3. ボランティアとの連携

(1) 一般労務提供型ボランティア

災害発生と同時に、被災地内外からボランティアの申し出がなされる。

このようなボランティア活動としては、下記のことが考えられる。

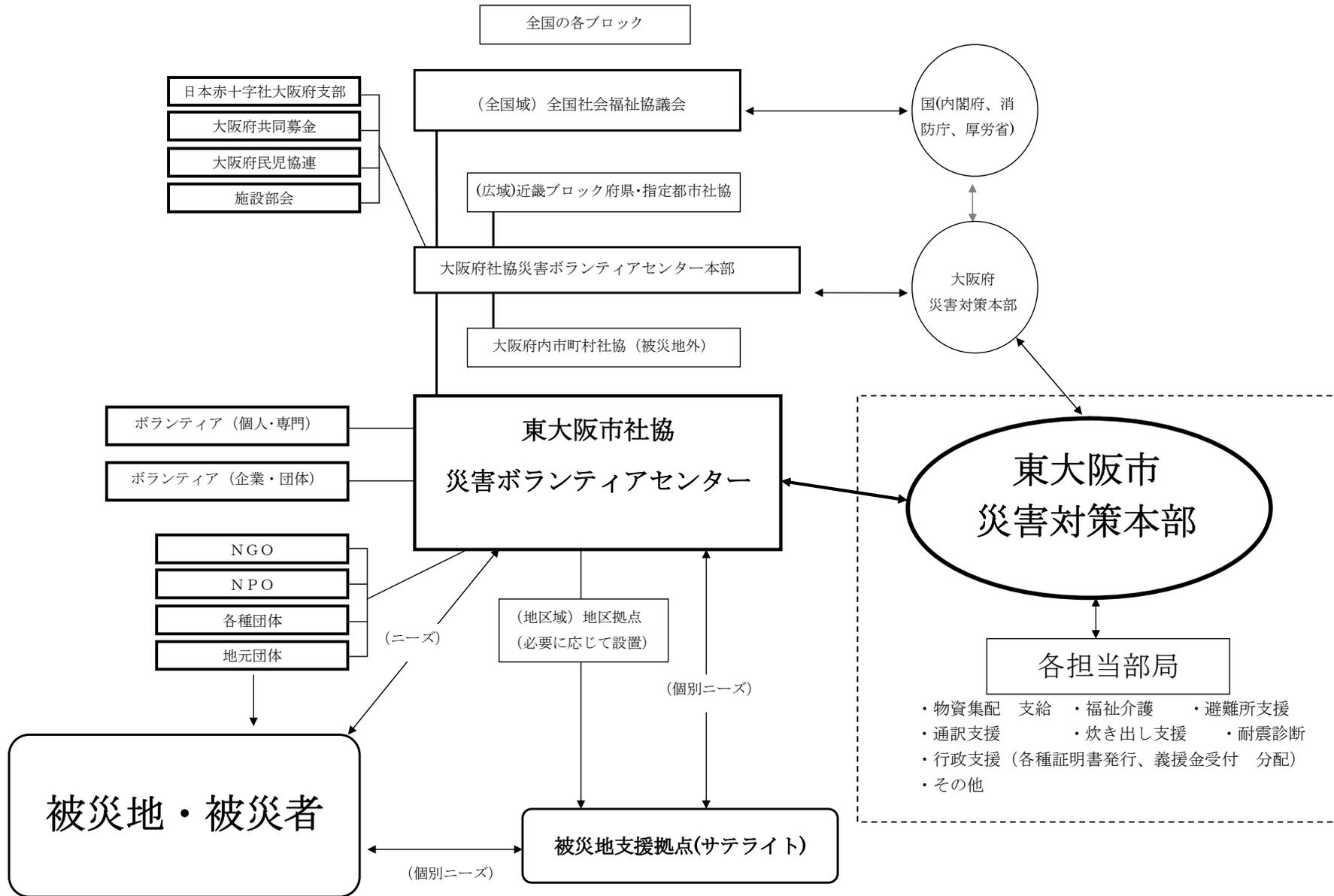
- ア. 炊き出し、物資の仕分け・配給への協力
- イ. 避難所の運営維持管理等に関する協力
- ウ. 安否情報、生活情報の収集・伝達
- エ. 清掃等の衛生管理

(2) 専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアは、次のような公的資格や特殊技術を持つ者であり、災害支援、目的及び活動範囲が明確である。専門技術型ボランティアが組織化されている場合には、行政が十分に対応できない分野への協力者として期待される。

- ア. 災害支援ボランティア講習修了者
- イ. アマチュア無線技士
- ウ. 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、獣医師等
- エ. 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者、一級建築士
- オ. 航空機、特殊車両等の操縦、運転の資格者
- カ. 通訳（外国語、手話）

○民間団体、ボランティアにかかる対応



第3章 災害に強いシステムづくり

第1節 災害に対する事前周知計画

《実施担当》 平常時の行政組織における部局等

全部局

第1 職員に周知させる事項

行政組織の所属長は平常時から服務心得について周知徹底を図るとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の安全を第一とし、迅速かつ円滑に災害応急対策活動を実施するために、本部設置基準、動員基準、個人参集票の作成・非常参集の基準、所属部局の事務分掌及び職員各自の行うべき事務等について周知徹底を図ることとする。

あらかじめ職員に周知徹底を図るべき事項は、次のとおりである。

1. 服務規律

(1) 職責の自覚

ア. 職員は、本部の一員であるとの強い自覚のもと、市民の窮状に対して、積極的な役割を果たさなければならない。

イ. 職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、常に全体の奉仕者であるという自覚のもと、最善を尽くさなければならない。

(2) 動員及び参集の義務

職員は、上司の指揮に従って防災並びに救助活動に従事しなければならない。また、勤務時間外においても万難を排して、可能な方法により直ちに参集して業務に従事しなければならない。

(3) 服務の厳正

災害時は、常に果敢即決をもって最善を要求されるため、特に服務の厳正を期さなければならない。

(4) 責任分担の的確な履行

災害時における各部局・班の分担業務は、責任をもって適切な処理を行わなければならない。

(5) 関係機関との連絡協調

災害時には、各関係機関と常に密接な連絡調整を行い、問題の解決に当たらなければならない。

(6) 被災者に対する応接

被災者に対する応接には、急を要するので要点を簡潔に、しかも迅速に処理するとともに常

に温かい配慮で接しなければならない。

2. 災害応急対策活動（周知項目一覧表）

次の周知項目一覧表に基づく災害応急対策活動

周知項目一覧表

周知項目	周知内容
本部の設置基準	地震 ・震度5弱以上 風水害等 ・本市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
本部の設置時期 及び本部会議の開催	・市長又は副市長、危機管理監、市長が予め指名した者のいずれかの到着又は本部員2名以上の参集により、本部を設置し、本部会議が開催できる。
本部長臨時代行	・市長、副市長、危機管理監又は市長が予め指名した者が到着するまでは、参集した本部員2名のうち上席者 ^(注) が本部長臨時代行を務める。
配備体制	地震 ・震度5弱以上の場合は、危機管理室員、建設局長からあらかじめ指名された職員、各部次長級以上の職員、総務担当課長、緊急被害状況調査員、災害時要援護者調査員及び全職員の2分の1程度の職員による非常配備A号配備とする。 ・震度6弱以上の場合は、全職員による非常配備B号配備とする。 風水害等 ・発生または発生のおそれのある災害の規模により配備体制が定められている。非常配備は、上記地震時と同様の職員によるA号配備、全職員によるB号配備とする。
地震 自主参集	地震 ・震度5弱以上の場合は、該当する職員の自主参集、震度6弱以上の場合は、全職員の自主参集とし、あらかじめ決められた参集場所に緊急集合する。
風水害等 非常参集	風水害等 ・配備指令を受けた職員は、あらかじめ決められた参集場所に緊急集合する。
原子力災害	・あらかじめ指名された職員は、大阪府東大阪オフサイトセンター運営要領に基づき緊急集合する。
職員個人の 災害時の事前確認	・人事異動毎、各部局で協議し、職員個人の災害時の役割、参集場所、緊急出動の要否を定め、これと所属班に与えられた事務分掌等を個人参集票に記載し、所属部長に提出する。
参集情報の収集	・参集の途上の被害状況を参集と同時に急ぎ記入し、緊急・応急被災状況報告書として提出する。
地震 緊急出動	・震度5弱以上の場合、緊急被害状況調査員、災害時要援護者調査員は、勤務時間内外に係わらず、直ちに受け持ち区域の調査にあたり、緊急情報収集伝達計画を履行する。
震度4及び震度5弱の 地震の場合	・参集しない者は、連絡があるまで又は地震発生から3時間以内は自宅待機とする。
活動マニュアル	・自分の部局の活動マニュアルを周知させること。

(注) 上席者：東大阪市事務分掌条例及び東大阪市機構図の定める順序による組織順の本部員をいう。

第2 個人参集票

職員は、行政組織の所属長に様式1 個人参集票を作成し、提出すること。人事異動等により参集場所が変更するたびに、同表を作成し提出するものとする。所属長は、所属員の個人参集票を総務担当課を経て、人事班長へ提出すること。なお、総務担当課長は、写し1部を保管すること。

第3 緊急・応急被災状況報告書

1. 応急被災状況報告

参集の途上において把握した被害状況は、参集と同時に様式2 緊急・応急被災状況報告書によりまとめ、所属する部・班又は参集場所の長に報告する。

2. 報告作成要領

被害状況等は、次の被害状況等報告基準によって収集する。

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体を確認することはできないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1ヶ月未満で治癒できる見込みの者。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 (全焼) (全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊は甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス2～3枚破損した程度のもは除く。
	床上浸水	その住家の床上以上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

(注)

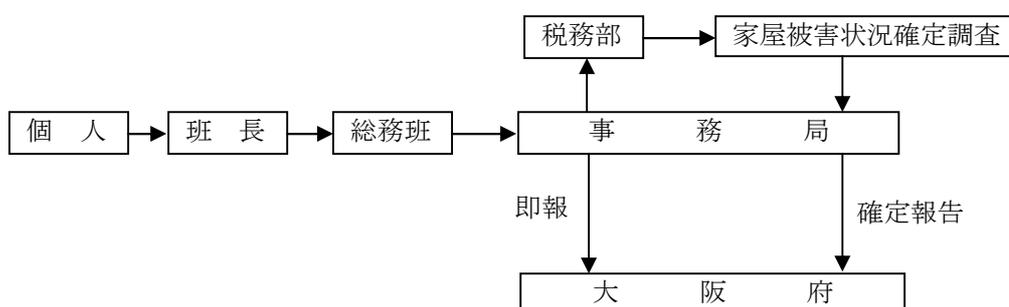
- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

被害項目		報告基準
非住家の被害		<p>非住家（住家以外の建物）のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。</p> <p>「公共建物」とは、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</p> <p>「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</p>
その他の被害	田畑の被害	
	流失埋没	<p>耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。</p>
	冠水	<p>植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。</p>
	文教施設	<p>小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。</p>
	道路	<p>「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。</p> <p>「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。</p>
	橋梁	<p>「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</p> <p>「橋梁流失」とは、橋梁の一部又は全部が流出し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。</p>
	河川	<p>「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川、若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</p> <p>「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p>
	砂防	<p>「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための設備又は同法3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。</p>
清掃施設	<p>「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。</p>	

	被害項目	報告基準
その他の被害	鉄道	「鉄道不通」とは、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	電話	「電話」とは、通信不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
り災者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、河川、海岸、砂防設備、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

第4 報告の流れ

- (1) 参集の途上において個人が把握した被害状況は、参集と同時に緊急・応急被災状況報告書にとりまとめ、各部局の総務班を通じて、事務局に報告する。
- (2) 現場活動で、各部局・班又はグループが調査した各種被害状況は、グループにおいて東大阪
市地形図（1/10,000図面）等を活用し、各部局の総務班を通じて事務局に報告する。この場合、
記述項目は、(1)に準じる。
- (3) 事務局は、被害状況をとりまとめ、「火災・災害等即報要領」に定める即報基準に該当する
場合は、事案に応じた即報様式により、大阪府防災情報システムを通じて、逐次大阪府に報告
する。
この場合、第一報は、原則として覚知後30分以内に分かる範囲で報告する。
また、直接即報基準に該当する場合は、第一報を大阪府に加え、消防庁に対しても報告する。
- (4) 家屋被害状況調査は、税務部被害調査班が行い、総務班を通じて事務局に報告する。
- (5) 応急対策が終了し被害が確定した場合、事務局は、「災害報告取扱要領」により災害確定報告
を大阪府に行う。



第5 防災体制部局長等の選出

行政組織の部局長は、防災体制を確立するため、防災体制部局長に就くものとする。

部局長は、副部長及び班長並びに副班長を選出し、総務担当課を経て危機管理室へ連絡するものとする。人事異動等により変更が生じた都度これを行なう。

第6 指揮の代行順位

防災体制部局長が不在の場合又は参集が遅れる場合は、次のいずれかの者が指揮を代行し、以後、上席者が到着するたびに、部局長代行は交代し、部局長の到着をもって指揮代行は終了する。

副部局長、総務班長、総務副班長

班長が不在の場合又は参集が遅れる場合は、行政組織の代行順に準じる。

第7 活動マニュアル

部局長は、部局において、次に掲げる事項を定めた災害活動マニュアルを作成し、事前に職員に周知する。

- (1) 部内連絡体制
- (2) 部内動員体制
- (3) 参集場所
- (4) 所管施設設備の被害状況確認体制
- (5) グループ分け及び担当区域並びに担当任務等
- (6) 活動要領
 - ア. 参集時の情報収集、報告要領
 - イ. 初動期の活動
 - ウ. 応急復旧期の活動
 - エ. 復興期の活動

第2節 緊急情報収集伝達計画

《実施担当》 平常時の行政組織における部局等

全部局

第1 情報収集伝達

災害発生時の本部がとるべき対策及び応急活動総合調整担当者が的確な判断のできる情報の収集、連絡、伝達体制を確立する。

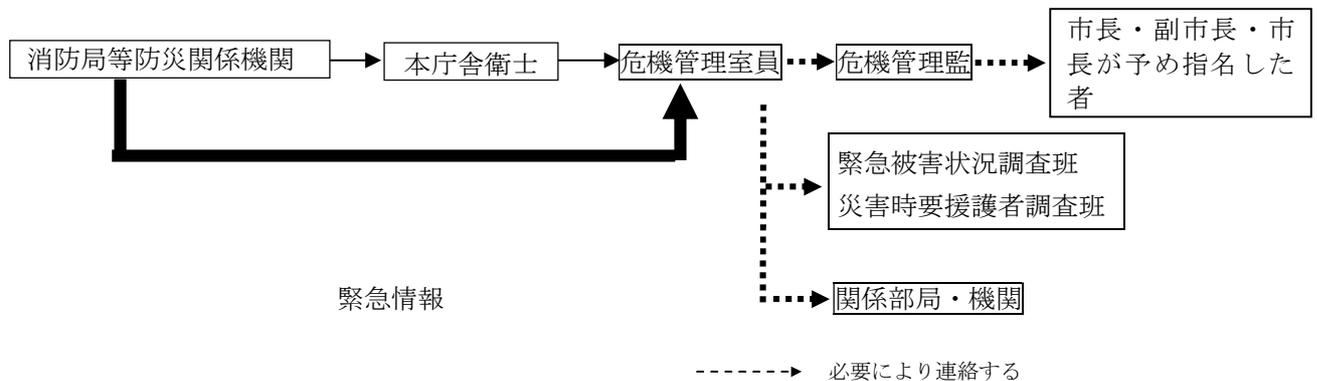
1. 緊急情報収集等の必要のある災害事案の発生にかかる連絡体制等

(1) 災害事案発生にかかる連絡体制は、下図のとおりとする。

休日・勤務時間外の気象連絡及び災害事案発生連絡は、本庁舎衛士を介して危機管理室員へ連絡するが、勤務時間中又は参集後の連絡及び緊急情報は、危機管理室員へ直接連絡するものとする。

(2) 前各号により連絡を受けた危機管理室員は、事実を勘案し、時機を逸することなく上司に報告するとともに必要な措置をとること。

休日・勤務時間外の気象連絡及び災害事案発生連絡



2. 緊急情報収集等の必要のある災害事案

消防局等防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）は、次に掲げる事案を受信したときは、速やかに前項により危機管理室員へ連絡するものとする。

- (1) 救出までに長時間要すると予測される救助救急事故の場合
- (2) 多数の傷病者が発生する救助救急事故の場合
- (3) 多数のものの安全、財産等に被害が出る場合又は被害が出るおそれのある場合
- (4) 報道機関に取り上げられ、又は取り上げられる可能性がある事案

- (5) 社会的に関心が高いと予想される特異な事案
- (6) 風水害で大雨・洪水注意報が発令された場合
- (7) その他 危機管理室から要求するもの

3. 緊急被害状況等の把握

- (1) 前項により災害事案発生の連絡をした防災関係機関が、何らかの防災活動を実施する場合及び実施した場合は、速やかに危機管理室長に災害の概要及び活動状況を連絡するものとする。
- (2) 前号の連絡を受けた危機管理室長は、第1項第2号に準じて対応するものとする。
- (3) 前号のほか、市長は、必要と認めるときは、防災関係機関に被害状況の調査及び活動状況の報告をするよう指示することができる。
- (4) 前号の指示を受けた防災関係機関は、速やかに調査を行い報告しなければならない。
- (5) その他災害の規模により、危機管理室長は、緊急被害状況調査班及び災害時要援護者調査班に調査のための出動を指示することができるものとする。

4. 緊急被害状況調査員・災害時要援護者調査員の任命等

- (1) 緊急被害状況調査員は、危機管理室長の意見を聞いて本部長が任命する。
- (2) 前号の緊急被害状況調査員は、原則として各行政サービスセンターの近隣に居住している職員とする。
- (3) 災害時要援護者調査員は、福祉部長の意見を聞いて本部長が任命する。
- (4) 危機管理室長は、緊急被害状況調査員の中からリーダーを選任するものとする。

5. 緊急被害状況調査員・災害時要援護者調査員の活動

緊急被害状況調査員・災害時要援護者調査員は、危機管理室長からの指示により、調査活動にあたるほか、震度5弱以上を観測した場合は、勤務時間内外に係わらず、直ちに各自受け持ち区域等において調査にあたるものとする。その際、財務部緊急被害状況調査班または福祉部災害時要援護者調査班として、危機管理室長の指揮下にあるものとする。

(1) 緊急被害状況調査員

ア. 受け持ち区域内の調査実施後は、速やかに各行政サービスセンターの機器等を介して事務局へ調査結果を報告するものとする。(一次調査報告)

イ. 事務局への報告にあたって、各行政サービスセンターの長は、調査結果報告に協力するとともに、機器を介しての報告に支障がある場合は、各行政サービスセンターの職員を事務局との連絡員とするものとする。

ウ. 一次調査報告後、行政サービスセンターにとどまり危機管理室長からの指示により、2名以上で一つの班となり二次、三次の調査にあたるものとする。その際の報告にあっても前各号に準じるものとする。

エ. 調査途上に緊急に報告すべき情報があったときは、速やかに事務局へ報告するものとする。

(2) 災害時要援護者調査員

ア. 避難所において、災害時要援護者の名簿に基づき、自主防災組織等と協同・連携し、災害時

要援護者の安否等の確認を行い事務局にその結果を報告するものとする。（一次調査報告）

イ．一次調査報告後、自主防災組織等の協力を得ながら、二次、三次の調査にあたるものとする。

ウ．危機管理室長の指示により、健康福祉局保健班等とともに被災者等の心のケア等を行うものとする。

エ．調査上、緊急に報告すべき情報等があったときは、速やかに事務局へ報告するものとする。

6. 調査・把握すべき情報

(1) 緊急被害状況調査員

ア．概括的、全市的な被害状況

イ．二次災害の発生危険の有無とその内容

ウ．重点的に行うべき活動の種類、又は活動すべき地域が判断できる情報

(2) 災害時要援護者調査員

ア．災害時要援護者を登載した名簿に基づく要援護高齢者・障害者等の避難状況

イ．アの対象者が避難していない場合の自宅等の状況

7. 調査範囲等

(1) 緊急被害状況調査員の一次調査範囲は、指名時に指示された行政サービスセンターの管轄区域を調査員数で分割した一つの範囲（以下「担当区」という）とする。

(2) 緊急被害状況調査員の二次調査以降の調査範囲は、危機管理監の指示によりリーダーが、調査区域を設定するものとする。

(3) 災害時要援護者調査員の一次調査及び二次調査以降の調査範囲は、災害時要援護者を登載した名簿に基づく区域とする。

8. 調査時の留意事項

(1) 調査にあたっては、徒歩、自転車またはバイクにより行うものとする。

(2) 調査にあたっては、一の箇所にとどまることなく広く担当区内の状況調査に努めるものとする。

(3) 緊急被害状況調査員・災害時要援護者調査員は、担当区地図を携行し必要な事項を簡記するものとする。

9. 災害を想定した訓練及び研修等の実施

災害発生とともに、災害及び被災等の状況を緊急かつ的確に把握し、併せて重点的に行うべき活動の種類又は活動すべき地域を把握し、あるいは、これらを迅速に伝達できるようにするため、災害を想定した情報収集、整理、伝達、広報等の災害情報処理訓練及び研修等を定期的に行ない、発災時に備えるものとする。

第2 水害の場合の特務

1. 水害の場合の情報収集

- (1) 被害地域の範囲が限定されているときは、建設局、上下水道局が調査・報告を行う。
- (2) 被害の範囲がさらに広いときは、緊急被害状況調査員が調査・報告を行う。
- (3) 被害報告のとりまとめは、事務局が行う。

第3 地震観測体制の整備

大阪府及び大阪管区気象台は、地震等の災害の未然防止及び被害軽減のため、地震計ネットワークを構築し、地震等の観測が迅速かつ正確に行われるよう整備、充実を図る。

市は、大阪府の実施する地震等観測体制の整備に協調し、市における地震観測体制、情報収集伝達体制及び災害組織等の充実を図り、地震災害に備えるものとする。また、地震発生の場合、本庁舎内に大阪府が設置した計測震度計により、地震情報を収集し、近隣市町又は大阪府下市町村の状況を把握し、大阪府及び他市町村と協調して、市の震災対策の指針を構築する。

また、緊急地震速報は、極めて短い時間であっても強い揺れが到達する前に地震発生の旨を知らせ、防災対応を則することにより被害の軽減を図るための情報であり、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方などが広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能する情報である。

このため、市民がこの情報の特徴を理解して的確な行動を取れるよう、知識の普及啓発を進める。

第4 放射性物質及び放射線監視体制の状況把握

原子力事業者に対し、敷地境界付近におけるガンマ線を測定するための放射線測定設備及び中性子線の測定を行うために必要な可搬式測定器等の整備状況や排気筒での放出放射性物質の測定等に必要な測定器についての定期検査の実施状況についての報告を求め、放射性物質及び放射線監視体制の状況把握に努める。

第5 情報通信体制の整備

あらゆる災害の場合において、防災関係機関は、通信を円滑かつ迅速に行うため、通信系統、通信施設等を整備する。また、緊急対策やその後の復旧対応を迅速に進めるための行政機能支援システムの早期稼働体制を整備する。

1. 災害通信施設の現況

系 統	所 管	設 置 場 所
大阪府防災行政無線	危機管理室	中河内府税事務所 大阪府八尾土木事務所 寝屋川水系改修工営所 東部流域下水道事務所 東大阪市危機管理室
〃 警察無線	警察本部	枚岡・河内・布施警察署
東大阪市防災行政無線	危機管理室	本庁舎、上下水道局、消防局
〃 消防無線	消防局警防部通信指令室	消防局、各消防署、出張所
〃 水道業務用無線	水道総務部総務課	上下水道局、水走配水場 菱屋西配水場
防災相互通信用無線	(防災相互波系一協定)	東大阪市危機管理室 東大阪市消防局 大阪府八尾土木事務所 寝屋川水系改修工営所 大阪ガス(株)導管事業部北東部導管部
	(市町村広域共通波系)	東大阪市危機管理室
西日本旅客鉄道列車無線	西日本旅客鉄道株式会社	鉄道本部
近畿日本鉄道列車無線	近畿日本鉄道株式会社	大阪輸送統括部
大阪ガス業務用無線	大阪ガス株式会社	導管事業部北東部導管部

2. 無線通信施設の整備

防災関係機関は、災害時における有線通信の混乱を防止するとともに、情報連絡体制の確立を図るため、無線通信施設のデジタル化に向けて整備充実に努める。特に今後は、防災関係機関相互の情報伝達体制を確保するための無線施設の整備を図るものとする。

3. 災害用通信施設及び機器の整備

災害に係る通信連絡を正確かつ迅速に行うため、平常時において機器の管理者は、定期点検、予備点検等の維持補修を行い、災害時における最良の通信状態が保持できるよう努める。

4. 情報の安全対策

市が保有するコンピュータ、行政デジタル情報、個人情報の取り扱い等に関する安全対策基準を作成し、必要な措置を講じる。また、事業者に対しても安全対策の実施についての啓発、指導を行う。

併せて、コンピュータの安全対策（昭和62年7月6日付自治情52号自治大臣官房情報管理官「地方公共団体コンピュータ・システム安全対策研究会報告書」について（通知））に基づき、次の対策を行う。

- (1) 重要磁気テープの耐火保管庫への二重保管、及び本庁舎以外の場所への保管
- (2) コンピュータ室ドアの非常時における開閉可能な措置

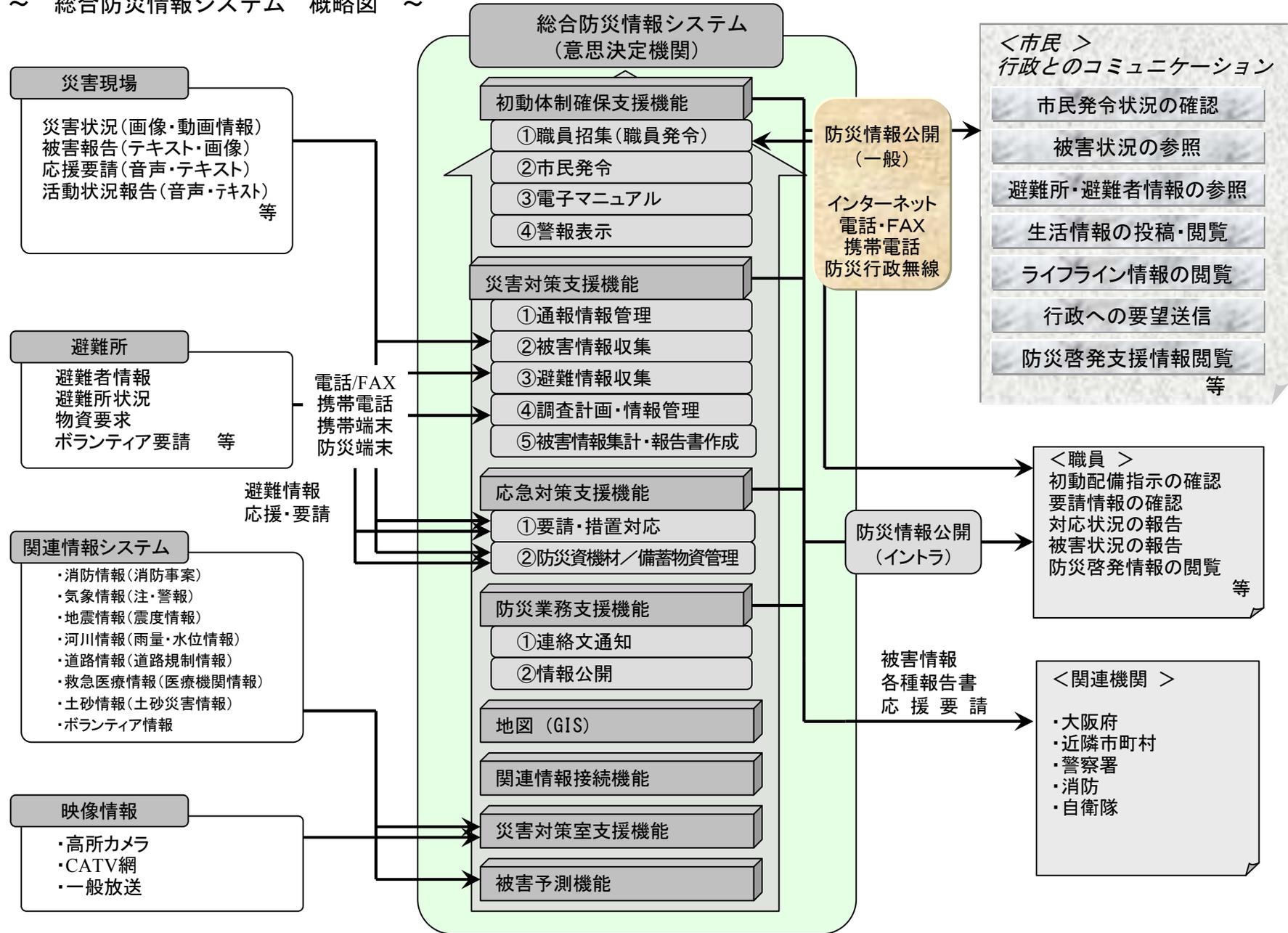
- (3) フリーアクセス床の耐震補強措置
- (4) 間仕切壁、天井及び照明器具の落下防止及び損傷防止措置
- (5) コンピュータ・システム構成機器の転倒、移動及び震動に対する措置
- (6) 電源設備機器の移動、配線の短絡及び切断防止措置
- (7) 空気調和機の転倒及び移動防止措置
- (8) 磁気テープの保管設備の移動及び落下防止措置
- (9) 自動消火設備の設置及び耐震措置
- (10) 電源設備の地震発生時における手動遮断機能の措置
- (11) コンピュータ室窓ガラスの破損、飛散及び落下防止措置
- (12) コンピュータ室備品の移動及び転倒防止措置

5. 防災情報システムの整備

災害対策活動で、最も重要な事項は「市民への迅速かつ的確な対応」である。「市民への迅速かつ的確な対応」を実施するには、防災情報収集伝達手段の自動化及びシステム化が必要となる。

市の保有するパトロールカー、災害対策車等の情報収集・連絡用の車両、地震計、雨量計、監視用テレビカメラ、観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等について、情報収集のための必要な整備を推進するとともに、大阪府防災情報システムを含め、機能的連携を図り、意志決定の支援が図れる、防災情報システム構築に努める。

～ 総合防災情報システム 概略図 ～



第6 災害広報体制の整備

市及び防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

1. 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ災害広報責任者を選任する。

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

ア. 地震の規模・余震・気象・水位・放射線量等の状況

イ. 市民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

ウ. 出火防止、初期消火の呼びかけ

エ. 災害時要援護者への支援の呼びかけ

オ. 地下空間管理者等に対する浸水の危険性に関する呼びかけ

カ. 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 災害時要援護者にも配慮した多様できめ細かな広報手段の確保

2. 緊急放送体制の整備

放送事業者は、災害対策基本法の規定に基づく緊急放送体制の整備に努める。

3. 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

4. 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。

5. 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市、府、防災関係機関は、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

6. 原子力災害広報に係る国との連携

原子力災害に係る広報について、市民に無用な不安や混乱を与えることのないよう国、大阪府と連携して適切な情報提供に努める。

第3節 災害時要援護者配慮計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、人権文化部、経済部、福祉部、子どもすこやか部、教育委員会、関係部局、関係機関

要援護高齢者や子供、身体障害者等は、災害時に自らが適切な行動がとりにくく、被害を受けやすい状況にあることが予測されることから、「災害時要援護者」といえる。そのため、市は、災害時要援護者への配慮を行った福祉のまちづくりを推進するとともに、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。

また、言葉が不自由、地理に不案内な外国人、旅行者等の災害時要援護者にも安心して行動できるような環境づくりを行う。

1. 福祉のまちづくりの推進

地域ぐるみの支援体制づくりを推進するため、市は、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会の相互の連携に努める。あわせて、公共施設の整備・改善を推進し、バリアフリー化を図るとともに、高齢者や障害者の積極的な社会参加を促進し、誰もが住みよいまちづくりの推進を図る。また、民間の施設についても、市民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備促進を図る。

2. 社会福祉施設等における対策

(1) 防災活動マニュアルの策定

災害発生時には、社会福祉施設等の入所者・通所者の安全確保、避難行動が円滑に行えるよう、各施設の管理者は、職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携を図る体制について検討し、総合的な防災活動マニュアルを施設毎に策定する。

(2) 防災訓練の実施

施設毎に策定された総合的な防災活動マニュアルに基づき定期的に防災訓練を実施し、災害時において迅速、かつ適切な行動が取れる対応を図る。また、訓練により市地域防災計画が有効に機能し、円滑に消火や避難等が行えたかの確認を行い、必要に応じて見直すものとする。

(3) 施設・設備等の安全点検

災害時に施設自体が倒壊したり、二次的な災害である火災の発生や収容物の転倒等による負傷者の発生、避難の妨げとならないよう、施設に付属する危険物を常時点検する。また、火気については、日頃より安全点検を行う。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者は、自力での避難が困難であるものが多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分である。よって、平常時から社会福祉施設等の入所者・通所者及び職員と地域住民との交流に努め、災害時には、地域住民等の協力が得られるよう、体制

づくりを推進する。

(5) 緊急連絡先の整備

緊急時には保護者又は家族と確実に連絡が取れるよう、緊急連絡先の整備を行う。

3. 在宅の要援護高齢者、障害者等の対策

(1) 在宅の要援護高齢者、障害者等の把握と名簿管理

市関係各課においては、府の「災害時要援護者支援プラン作成指針」に基づき、市が作成した「災害時要援護者避難支援プラン全体計画」に則して、災害発生時における災害時要援護者の安否確認や保健活動などのため、予め、避難支援を要する者の名簿を作成し、対象者の状況把握を行うものとする。名簿の作成及び活用にあたっては、本人の意思及びプライバシーの保護に十分な配慮を行うこととし、同意があった場合は、民生委員や自治会長をはじめとする地域の支援者へ情報提供し、地域での避難支援活動に役立てる。

(2) 防災についての指導・啓発

広報等によって在宅の要援護高齢者、障害者等をはじめとして、家族、地域住民に対する啓発を行う。

①対象者及びその家族に対する指導

ア 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また、日頃からの対策を講じておくこと。

イ 災害発生時には、近隣の協力が得られるよう日常的に交流を深めること。

ウ 地域における防災訓練、講習会等が実施される場合には積極的に参加する。

②地域住民に対する指導

ア 自治会等において、地域居住の要介護者の把握に努め、その支援体制を日頃から整備すること。

イ 災害発生時には対象者の安全確保に協力すること。

ウ 地域防災訓練や講習会等に対象者及びその家族が参加できるよう働きかけること。

(3) 情報連絡手段の整備

防災上、情報入手が困難な聴覚障害者に、日常生活用具の給付等を通じて情報伝達手段の整備を進める。また、視覚障害者に役立つケーブルテレビ、インターネットなど、多様なメディアを活用した情報伝達・システム構築を推進する。また、緊急通報装置、ファクシミリ・携帯電話メール等の情報伝達手段の整備を進める。

(4) 安全機器の普及促進

市は、災害時に、支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、簡易型の警報装置やスプリンクラー設備等安全機器の普及促進に努める。

(5) 避難収容対策

①市は、介護を必要とする在宅の要援護高齢者、障害者等を対象とした避難所等を選定する。

ア 福祉避難所

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者と協議により、災害時要援護者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した、福祉避難所の選定に努める。

イ 在宅の要援護高齢者、障害者等の支援施設

ウ 在宅の要援護高齢者、障害者等の必要とするケアの種別等による民間施設の協力（協定等を締結）

②避難所等へ手話通訳、要約筆記、介助のボランティア等の派遣ができるよう、平常時から東大阪市社会福祉協議会との連携に努める。

③避難所の福祉的整備

市は、避難所において在宅の要援護高齢者、障害者等の生活に支障がないよう、大阪府地域防災計画に定められた「避難所の福祉的整備について」等に基づき、設備等の整備に努める。また、被災した社会福祉施設入所者等を社会福祉施設へ移送する体制についても整備に努める。

ア 避難所の整備

避難所となる施設において福祉仕様のトイレ、スロープ、手すりなどの整備及び仮設スロープの確保に努める。

イ 移送体制の整備

- ・入所可能な社会福祉施設を把握する。
- ・災害発生時の受け入れについて、協力を依頼する。

(6) 防災情報の提供

災害時要援護者向けに、市役所、避難所、医療機関等の防災関連施設を記載した地図等や被災時の連絡先・相談窓口、災害時要援護者向け避難時注意事項及びその他防災に関する防災リーフレット等の広報印刷物の配布。

(7) 福祉サービス継続体制の確立

市は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、府や国と密接に連絡を取り、福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。その際、市は、他の地方公共団体等から広域的な応援派遣も活用し、発災後も福祉関係部局や福祉サービス提供施設に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携をはかるものとする。

4. 外国人等への対策

市は、市内在住の外国人に対する防災教育や訓練及び防災情報の提供に努めるとともに、市外からの来訪者等について、安心して行動できるよう、多言語に対応した情報提供や避難誘導等の、条件・環境づくりに努める。

(1) 防災情報の提供

外国人向けに、市役所、避難所、医療機関等の防災関連施設を記載した地図等や被災時の連絡先・相談窓口、避難時注意事項及びその他防災に関する防災リーフレット等の広報印刷物の配布に努める。

(2) 地域社会との連携

平時から地域での支援体制づくりに努め、避難所等に通訳の語学ボランティア等の派遣ができるよう、財団法人国際交流センターとの連携に努める。

5. 避難誘導體制の整備

(1) 地域住民による避難誘導・避難介助

地震発生直後の災害時要援護者の避難誘導等は、地域住民により行われることが第一であり、消防団、自治会組織、自主防災組織、民生委員、赤十字奉仕団等に対して、日頃からの防災訓練において災害時要援護者の避難誘導・避難介助の徹底が図られるよう啓発する。

また、平常時から、府の「災害時要援護者支援プラン作成指針」に基づき、市が作成した「東大阪市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」に則して、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ、要援護高齢者、障害者等の所在・安否確認等の把握体制に努める。

福祉避難所等において、要援護高齢者、障害者等の相談や介護などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため体制を整備する。

(2) 災害時要援護者に配慮したまちづくりの推進

市は、歩行器や車椅子等が容易に通行できるよう避難路となる道路の安全確保等、災害時要援護者に配慮した街づくりを推進する。

第4節 帰宅困難者支援体制の整備

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、人権文化部、経済部、福祉部、子どもすこやか部、教育委員会、関係部局、関係機関

市は、府と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等について検討する。

市は、府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、関西広域連合と連携して事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員を待機させることや備蓄等について働きかける。

また、助ける側になって可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、関西広域連合は、帰宅困難者を収容するため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、その確保に努める。

1. 帰宅困難者対策の普及・啓発

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は府や関西広域連合と連携して、企業等に対して次のことについて普及啓発を行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける
- (2) 企業等内に滞在するために必要な物資の確保
- (3) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- (4) これらを確認するための訓練の実施

2. 駅周辺における滞留者の対策

市は、駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、平常時から民間事業者等との連携体制の確立を図る。

3. 道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発

市は、府や関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有するしくみを確立するとともに、市民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

4. 代替輸送確保の仕組みの構築

市は、鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の防災関係機関と情報伝達や運行調整等を行う仕組みの構築を図る。

5. 徒歩帰宅者への支援

市は府と連携して、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、民間事

業者等との連携のもと、円滑な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

(1) 給油取扱所における帰宅困難者への支援

府域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

ア 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

(2) コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者は、帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

ア 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、市は、府が民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が、十分に機能するよう府等とも連携する。

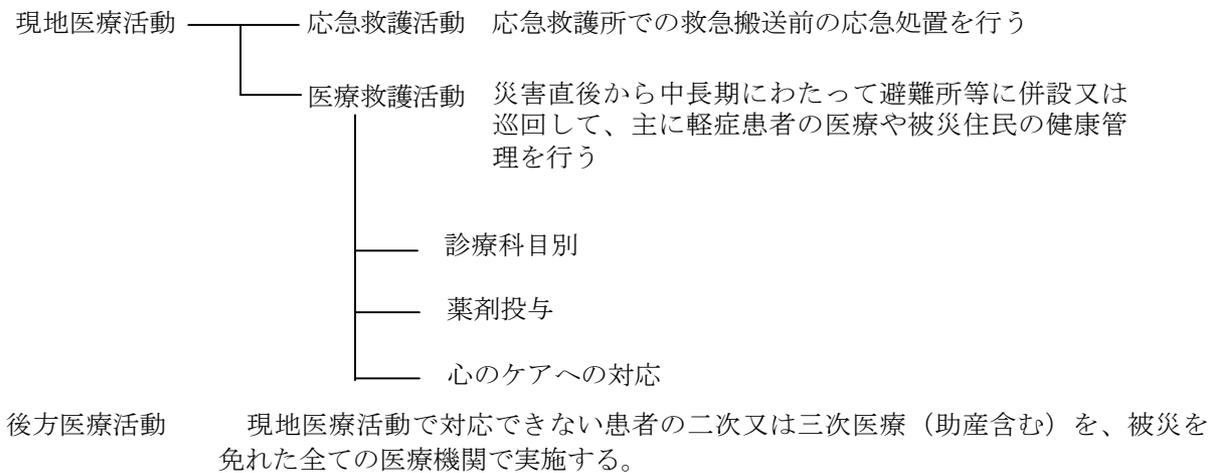
第5節 災害時医療体制の整備計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、健康部、土木部、総合病院、消防局

災害により、多数の負傷者が発生した場合に、災害時医療を迅速かつ的確に行うため、医療機関、医師会、大阪府、日本赤十字社等と連携して、災害時医療体制を平常時からあらかじめ整備しておくものとする。

第1 災害医療の体系



第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

医師会の協力を得て、医療関係機関の施設、設備の被害状況及び診察科目並びに診察可能体制を被災後に把握するため、次に掲げる体制を構築するよう努めるものとする。

- (1) 広域災害・救急医療情報システムを整備する。
- (2) 情報収集伝達手段が麻痺した場合を想定し、保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡体制を整備する。
- (3) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保するよう努める。

第3 現地医療体制の整備

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療班が「救護所」において実施する。

救護所及び現地医療活動の分類は、次の2種類の救護所及び活動に分けて対応する。まず、応急救護所での応急救護活動は、災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。また、一方の医療救護所での臨時診療活動は、災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理を行う。

考え方としては、医療関係を、できるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護・物資の供給を行う。また、災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

1. 応急救護活動及び医療救護活動の基準

- (1) 応急救護活動 医療班1班あたり、事務職員1名、医師1名、看護師2名で編成し、災害規模に合わせて複数班編成する。
- (2) 医療救護活動 福祉班、医療班、衛生班、保健班が行う。医師、看護師、薬剤師、保健師、PTSD等に対応するカウンセラー等により編成し、災害規模に合わせて複数班編成する。そのほかに歯科、眼科、耳鼻咽喉科等について、休日診療所等、場所を決めて開設する。

【PTSD】（ピーティーエスディ）Post Traumatic Stress Disorder

PTSD（心的外傷後ストレス障害）は心的外傷体験をした結果として生じる精神障害であり、心的外傷後に次の3つの特徴的な症状が生じた場合にPTSDの診断が下される。①心的外傷を繰り返し思い出す。②生理的過覚醒状態を呈する。③鈍麻、引きこもり、回避といった症状を呈する。

第4 後方医療体制の整備

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するため、第一次的には、医師会の協力のもと、地域直近の医療機関での診療体制を確保するとともに、大阪府が医療関係機関と協力して確保した受け入れ病床の情報を活用し、被災を免れた災害医療機関での診療体制を確保するものとする。

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

ア 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

イ 広域搬送の可能な患者はできるだけ早く被災地以外の医療関係へ搬送し、治療する。

ウ 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

エ 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受け入れを行う。

(1) 災害医療関係の整備

ア 市災害医療センターの確保・充実

市は、市立総合病院を災害時における医療救護活動の拠点となる市災害医療センターとして位置づけ、災害時医療体制の整備・充実を図る。また、市内災害医療協力病院、市外の拠点病院との連携を進め、後方医療体制の整備を図る。

イ 災害医療協力病院

災害拠点病院、市災害医療センター等と協力し、患者の受け入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院として整備する。

(2) 病院防災マニュアルの作成

医療機関は、防災体制や災害時の応急対応策などを盛り込んだ病院防災マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

市内拠点病院

	医 療 機 関 名
地域災害医療センター	東大阪市立総合病院、大阪府立中河内救命救急センター
災害医療協力病院（府指定）	池田病院、小阪病院、喜馬病院、河内総合病院、石切生喜病院、枚岡病院、恵生会病院、若草第一病院

市外拠点病院

	医 療 機 関 名
基幹災害医療センター	大阪府立急性期・総合医療センター
地域災害医療センター	大阪市立総合医療センター、国立病院機構大阪医療センター、大阪赤十字病院、大阪市立大学医学部附属病院、済生会千里病院、大阪大学医学部附属病院、大阪府三島救命救急センター、大阪医科大学附属病院、関西医科大学附属枚方病院、関西医科大学附属滝井病院、近畿大学医学部附属病院、市立堺病院、府立泉州救命救急センター、市立泉佐野病院、大阪警察病院、多根総合病院
特定診療災害医療センター	府立成人病センター、府立精神医療センター、府立呼吸器・アレルギー医療センター、府立母子保健総合センター

第5 患者等搬送体制の確立

災害時における患者及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送並びに医療班の派遣のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制等の確立を図る。

1. 患者搬送

特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2. 現地医療救護班の搬送

市及び医療関係機関は、救護所等における現地医療活動を行うための派遣手段・方法を確立する。

3. 医薬品等物資の輸送

医薬品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

4. 緊急輸送手段の確保

(1) 病院を中心とする道路の整備

病院と緊急交通路を結ぶ道路の整備に努めるほか、ヘリコプター発着指定地とを結ぶ道路の整備に努める。

(2) 取締り等の強化

病院を中心とする主要道路においては、大阪府警察の協力を得て通行妨害等となっている駐車車両を排除し、偶発的災害に備えるものとし、広報等で市民に十分な理解を得ることとする。

第6 医薬品等の確保供給体制の整備

1. 病院等との在庫協力

市は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、市立病院等において、災害の発生後、緊急に必要となる医療用資機材などについて備蓄を推進する。

2. 医薬品供給業者との協力

市は、平常時から東大阪薬剤師会連合会や医薬品供給業者との協力体制の整備に努め、災害時における円滑な医薬品等の確保を図る。

(1) 備蓄品目

区 分	品 名
医薬品	内服薬、治療薬、消毒液、注射薬等
衛生材料	三角巾、包帯、綿花、絆創膏、ガーゼ、体温計、注射器（針）、駆血帯、外科用ピンセット、止血用器具等
器具・機材	ライト、トリアージタグ、ロープ等

非常用備品	発電機、救護用テント、投光器セット、保温用寝袋、飲料水用水槽等
-------	---------------------------------

(2) 備蓄場所

市は、災害発生時に必要となる医薬品等について地域の中心的な市災害医療センター（市立総合病院）での備蓄、市内拠点防災倉庫での医療用資機材の備蓄とともに、市内各医療機関、薬局、薬店での確保、流通備蓄に努める。

第7 個別疾病対策

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第8 関係機関協力体制の確立

1. 地域医療連携の推進

地域保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

2. 相互応援協定

近隣市町村、広域市町村との災害医療、患者の収容、医薬品、医療資機材等に関する相互応援協定の締結に努める。

3. 大規模な地震への備え

特に大規模な地震に備え、災害規模に応じた救護班の編成基準及び後方病院のあり方、他市町村への支援の要請等について、対応策を十分に検討するものとする。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

市、大阪府及び災害医療関係機関等は、災害時の医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施するとともに、災害医療訓練を実施する。

第6節 緊急輸送体制の整備計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、土木工営所、都市整備部、土木部、消防局

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ緊急交通路を指定するとともに、必要な車両及び人員の確保を含めた緊急輸送体制の整備に努める。

第1 緊急交通路

1. 緊急交通路

市は、大阪府、大阪府警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、地域緊急交通路を選定する。

(1) 広域緊急交通路（大阪府選定）

ア. 府県間を連絡する主要な道路

イ. 大阪府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路

ウ. 各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

大阪府は、災害に備えて、緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限の交通規制を行うため、広域緊急交通路のうち第1次交通規制の「重点14路線」をあらかじめ選定している。

高速自動車道路等については、全線車両通行止の交通規制を行うこととなっている。

さらに、必要があると認められる場合には、大阪府は、大阪府警察及び道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。（第2次交通規制）

大阪府警察及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、大阪府及び市に連絡することとしている。

市域の広域緊急交通路一覧

		路線名	管理主体	備考
広域緊急交通路	高速道・自専道	阪神高速道路	阪神高速道路(株)	
		近畿自動車道	西日本高速道路(株) 関西支社	
		第二阪奈有料道路	大阪府・奈良県道路公社	
	一般道	大阪中央環状線	大阪府	重点14路線
		国道308号	大阪府	重点14路線
		国道170号	大阪府	

(2) 地域緊急交通路（市選定）

市は、災害に備えて、広域緊急交通路と本庁舎、消防局、大阪府警察、災害用臨時ヘリポート、災害拠点病院、避難所、物資配送センター等の主要防災拠点とを連絡し、ネットワークを形成するため、次に掲げる道路を地域緊急交通路として指定する。

- ア. 石切大阪線
- イ. 大阪枚岡奈良線
- ウ. 大阪東大阪線
- エ. 大阪八尾線
- オ. 国道（旧）170号線
- カ. 加納玉串線
- キ. 八尾枚方線
- ク. （旧）中央環状線
- ケ. 柳通線
- コ. 太平寺寺前線

上記以外に、避難所への避難経路及び物資搬送路となる道路について、道路啓開を主眼とした（準）緊急交通路として指定するものとする。

なお、緊急交通路等については、資料に示す。

資料2-7：地域緊急交通路

2. 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

3. 緊急交通路の周知

道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民へ緊急交通路線の周知に努める。また、「発災直後からは、極力、自動車の利用を避けること。」を市民に周知するものとする。

4. 障害物除去等の体制整備

- (1) 緊急交通路等障害物の除去を優先する道路と、担当部署における障害物除去のあり方をあらかじめ協議し、定めておく。
- (2) 道路管理者、大阪府警察等の関係機関と災害時のためにあらかじめ協議する。
- (3) 建設用重機を所有する民間団体との災害時の援助協定を締結しておく。
- (4) 障害物除去に必要な資機材の備蓄や整備を図る。
- (5) 道路の障害物除去の実施責任者を定める。
- (6) あらかじめ障害物除去優先道路順位を指定する。
- (7) 放置自転車、廃材等の集積場所を確保しておく。
- (8) 被害情報収集体制を整備する。

第2 災害時用臨時ヘリポート

災害時の救出・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる災害時用臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

1. 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

災害時用臨時ヘリポートの選定場所として、学校の校庭、公共の運動場等から、次の事項に留意して選定するものとする。

- (1) 地盤堅固な平坦地（コンクリート、芝生は最適）
- (2) 地面斜度6度以内のこと。
- (3) 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。

[必要最小限度の地積]

- | | | |
|------------|---|-----------|
| ◎ 大型ヘリコプター | … | 100m四方の地積 |
| ◎ 中型ヘリコプター | … | 50m四方の地積 |
| ◎ 小型ヘリコプター | … | 30m四方の地積 |

- (4) 車両等の進入路があること。
- (5) 二方向以上から離着陸が可能であること。
- (6) 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
- (7) 林野火災における空中消火基地の場合
 - ア. 水利、水源に近いこと。
 - イ. 複数の駐機が可能なこと。
 - ウ. 補給基地を設けられること。
 - エ. 気流が安定していること。

なお、受入れにあたっては次の事項に留意すること。

- (1) 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。
これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をとること。
- (2) 着陸点にはHを表示すること。
- (3) 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。

2. 災害時用臨時ヘリポートの選定

- (1) 現行指定場所は、6ヶ所（東石切公園、生駒山上駐車場（東地区）、大阪市消防学校校庭（中地区）、花園中央公園、本庁舎屋上、市立総合病院屋上）である。
- (2) 災害の規模によっては、市域に相当数の災害時用臨時ヘリポートが必要と考えられるため、適地を選定する。
- (3) 私立学校園、企業等のグラウンド等で、災害時用臨時ヘリポートの条件を整えているものは、緊急時に活用できるよう、あらかじめ協議を行うものとする。
- (4) 災害時用臨時ヘリポートの新たな選定に努め、特に西地区において新たなヘリポートの選定に努める。

3. 大阪府への報告

新たに災害時用臨時ヘリポートを選定した場合、大阪府に報告するものとする。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

4. 付帯設備等

- (1) 傷病者・物資の輸送を円滑にするため、必要な建築物等の施設を確保する。建築物等がない場合には、仮設テント、エアータント等を準備する。
- (2) 本部又は担当部局・班との通信施設を備える。

5. 災害時用臨時ヘリポートの管理

選定した災害時用臨時ヘリポートの管理について、平常時から当該ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮しなければならない。

資料2-8：災害時用臨時ヘリポート

第3 輸送体制の整備

1. 輸送手段の確保

輸送手段を確保するため、平常時より、次の事項を行う。

- (1) 車両・特殊車両等の確保・調達計画(市所有車両、支援協定市町村、業者等)
- (2) 燃料の確保・調達計画(市所有車両、支援協定市町村、業者等)
- (3) 車両確保等のため、あらかじめ業者と協定を行う。
- (4) 道路の障害物の除去・交通規制・災害時用臨時ヘリポート等の要員については、担当職員のほか、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得るため、あらかじめ協力・依頼を行う。
- (5) 緊急輸送用車両は、毎年調査し、緊急に備えるものとする。
- (6) 市町村相互協定に、輸送手段確保の内容を入れる。
- (7) 大災害の場合、緊急輸送車両の代替のためのバイク、自転車の整備を行う。

2. 鉄道の利用

鉄道は、JR学研都市線、JRおおさか東線、大阪市営地下鉄中央線、近鉄奈良線、近鉄大阪線、近鉄東大阪線を利用する。災害により道路に大きな被害があった場合で、鉄道の全部又は一部の運行が可能な場合に備え、時間外の一部等を物資等の輸送にあてることについて協定の締結に努める。

3. その他

災害時のために、緊急時において確保できる車両、航空機等の配備や運用計画を検討しておくものとする。

第4 緊急通行車両の事前届出

市及び関係機関は、災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、所有車両を緊急通行車両として大阪府警察を經由して大阪府公安委員会へ事前届出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けて災害に備える。

1. 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- (1) 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両。
- (2) 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両。
- (3) 使用の本拠の位置が大阪府内にある車両。

2. 届出済証の返還

次の場合、速やかに警察署長を経由して届出済証を返還する。

- (1) 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。
- (2) 当該車両が廃車となったとき。
- (3) その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

資料2-9：市有自動車所属別保有台数

第7節 避難体制の整備計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、人権文化部、協働のまちづくり部、市民生活部、経済部、福祉部、子どもすこやか部、健康部、土木工営所、都市整備部、土木部、建築部、上下水道局、教育委員会

災害から市民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を選定し、市民に周知するなどの避難体制の整備に努めるものとする。

第1 避難地及び避難路の整備

1. 地震及び火災時の避難地及び避難路の選定

避難地及び避難路を選定する。

(1) 一時避難地

火災発生時に市民が一時的に避難できる場所で、次の場所を一時避難地として選定する。

- ア. おおむね1ha以上の面積があること
- イ. 整備済及び一部整備済の都市計画公園

(2) 広域避難地

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から市民の安全を確保できる場所を広域避難地として選定する。

- ア. 延焼火災に対し有効な遮断ができる10ha以上の空地。ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場所は、広域避難地として選定する。
- イ. 想定される避難者1人当たり、概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人当たり概ね2㎡以上の避難者有効面積を確保できること）
- ウ. 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時に置ける避難上必要な機能を有すると認められるもの（(イ)に該当するものを除く。）

(3) 避難路

広域避難地へ通じる次の条件を満たす避難路を選定する。

- ア. 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）及び幅員10m以上の緑道
- イ. 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（(ア)に該当するものを除く。）
- ウ. 落下物、倒壊物による危険など避難の障害の恐れが少ないこと
- エ. 危険物施設等に係る火災、爆発などの危険性が少ないこと
- オ. 水利の確保が比較的容易なこと

2. その他の災害の場合の避難地及び避難路の選定

浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難地及び避難路を選定する。

(1) 避難地

避難者1人当たり、概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

ア. 避難地又はこれに準じる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

イ. 一時避難地及び広域避難地への避難者の移動が安全に行なわれるよう、幹線道路や生活道路の整備により、総合的な避難路の確保を図る。

ウ. 避難路は、避難所等のアクセス道路を指定し、重層的なネットワークの形成を図る。

エ. 避難路としての基準に満たない場合でも、先ず準避難路として指定した後、整備が完了した段階で避難路に指定する。

3. 避難地、避難路の安全性の向上

関係機関と協力し、一時避難地、広域避難地及び避難路を災害時要援護者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保などの総合的な安全性の向上を図る。

(1) 一時避難地

ア. 標識等による市民への周知

イ. 周辺の緑化の促進

ウ. 複数の進入口の整備

(2) 広域避難地

ア. 避難地標識の設置

イ. 非常電源付きの照明施設・放送施設の整備

ウ. 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

エ. 複数の進入口の整備

(3) 避難路

ア. 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

イ. 落下・倒壊物対策の推進

ウ. 誘導標識・誘導灯の設置

エ. 段差解消、誘導ブロックの設置等

オ. 周辺部に避難を行う上で危険な施設がある場合には、避難者に周知する。

第2 避難誘導体制の整備

- (1) 避難又は避難誘導は、防災関係機関と地域住民の協力により行うことが必要であるため、広報、防災訓練、地域での話し合い等を通じて、避難の場合の心得、地域住民との役割分担等について、理解を得ることとする。
- (2) 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、災害時要援護者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。
- (3) 大阪府が示す指針に基づき、災害時要援護者の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ把握できるマニュアル作成に努め、円滑な避難誘導體制の整備を図る。
- (4) 大阪府と連携を図りながら、福祉避難所等において、災害時要援護者の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。
- (5) 観光客、外国人等地理に乏しい者に対する避難又は避難誘導の方法についても検討する。
- (6) 国、大阪府及び原子力事業所と連携して、放射性物質及び放射線の放出形態により、周辺住民の避難等が必要となる事態に備えて、屋内退避及び避難誘導計画等を作成する。
- (7) 学校、病院、社会福祉施設等多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるための体制を整備する。

第3 避難所の整備

1. 地域防災拠点の指定

小学校のうち自治連合区の主たる45校を、広域避難の必要性に関する情報を提供する地域防災拠点として指定する。

2. 避難所の指定等

避難者の収容は、まず第1次避難所で行うものとし、不足する場合は、第2次避難所、第3次避難所の順に使用する。

(1) 第1次避難所

小学校54校、中学校26校の体育館、教室を指定する。

(2) 第2次避難所

公立高校の教室、体育館、ドリーム21、リージョンセンター7ヶ所を避難所として指定する。

(3) 第3次避難所

私立高校・大学の教室、体育館を避難所として提供を依頼する。

3. 福祉避難所の選定

大阪府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、災害時要援護者が相談及び必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。

4. 避難所の整備

- (1) 大災害等により、長期にわたる避難及び多数の避難者が発生する場合に備え、管理・運営に関するマニュアルを配備し、災害発生時には円滑な開所が行われるよう準備に努める。
- (2) 避難所としてふさわしい建築物とするため、耐震診断を実施し、問題のある建築物に対しては、事業計画を作成し、補強、建替え等の実施に努める。また、避難所の不燃化促進も図るものとする。
- (3) 延焼防止のため防火樹を植栽するなど、火災の延焼防止対策に努める。
- (4) 災害時に災害時要援護者が利用しやすいよう、次の基準により施設の福祉的整備を図るものとする。
 - ア. 多人数の避難に供する施設の管理者は、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づいた整備・改善に努める。
 - イ. 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める（ただし、障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。または、障害者用簡易便所等の備蓄を推進する。
 - ウ. 施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
 - エ. 施設管理者の協力を得て、大阪府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。
- (5) 放射性物質及び放射線の放出により避難等が必要となる事態に備えて、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備を図る。
- (6) 電話回線の被災による交信不能等に備えるとともに、避難所における防災無線・庁内LAN等通信情報伝達手段の確保に努める。
- (7) 災害のために飲料水が枯渇又は汚染されることにより、飲料水を得ることが困難になる場合に備え、次の給水等施設の整備事項について検討する。
 - ア. 飲料水の確保
 - イ. 水道施設の耐震構造化
 - ウ. 井戸の所在の調査及び水質調査の実施
 - エ. プール等の貯水可能な施設への貯水

- オ. 貯水槽等の耐震化
- カ. 濾水器、浄水用薬品の備蓄
- キ. 耐震性を有する防火水槽や耐震性貯水槽の広域避難地又は公園への設置

5. 避難所の管理運営体制の整備

(1) 避難所の開設体制の整備

- ア. 避難所の避難所配備職員は、行政管理部長の意見を聞いて本部長が任命する。
- イ. 避難所の避難所配備職員は、夜間や休日など、勤務時間外においても開設できるよう体制の整備を図る。
- ウ. 避難所の開設については、地域住民や自主防災組織と十分な連携を図るものとする。
- エ. 避難所の管理者不在時の開設体制を整備しておくものとする。

(2) 本部との連絡体制

(3) 自主防災組織、施設管理者との運営協力体制

(4) 災害時要援護者の避難

避難所に収容された避難者のうち、災害時要援護者は、環境の大きな変化に耐えられない場合が多い。このため、避難所の中に、必要に応じてこれら災害時要援護者のための避難場所を区分して設けるものとする。

避難が長期化する場合等、災害時要援護者が避難所内の生活に適応し続けることが困難であると認められるときは、ふさわしい医療施設、福祉施設等又は福祉避難所への移転に努めるものとする。この場合、市域に適当な施設のない場合は、本人若しくは介助者の意向を打診の上、大阪府を通じ又は直接他市町村に協力を求める。

(5) ペット同伴者

盲導犬、介助犬以外のペット同伴者にあつては、飼い主の責任においてケージ等に収容等、他の避難者に迷惑がかからないようにし、避難所の入所に際しては、避難所配備職員の指示に従うものとする。

(6) その他必要な事項については別途管理運営マニュアルで定める。

6. 避難所の周知

- (1) 各種避難所（福祉避難所を除く。）を市政だより等に掲載する。
- (2) 避難所等を記したハザードマップ等を作成し、各戸に配布する。
- (3) 避難所及び避難路等の案内標識、誘導標識の整備を図る。
- (4) 避難所及び避難路等の案内標識、誘導標識は、災害時要援護者に配慮したものになるように、整備に努める。

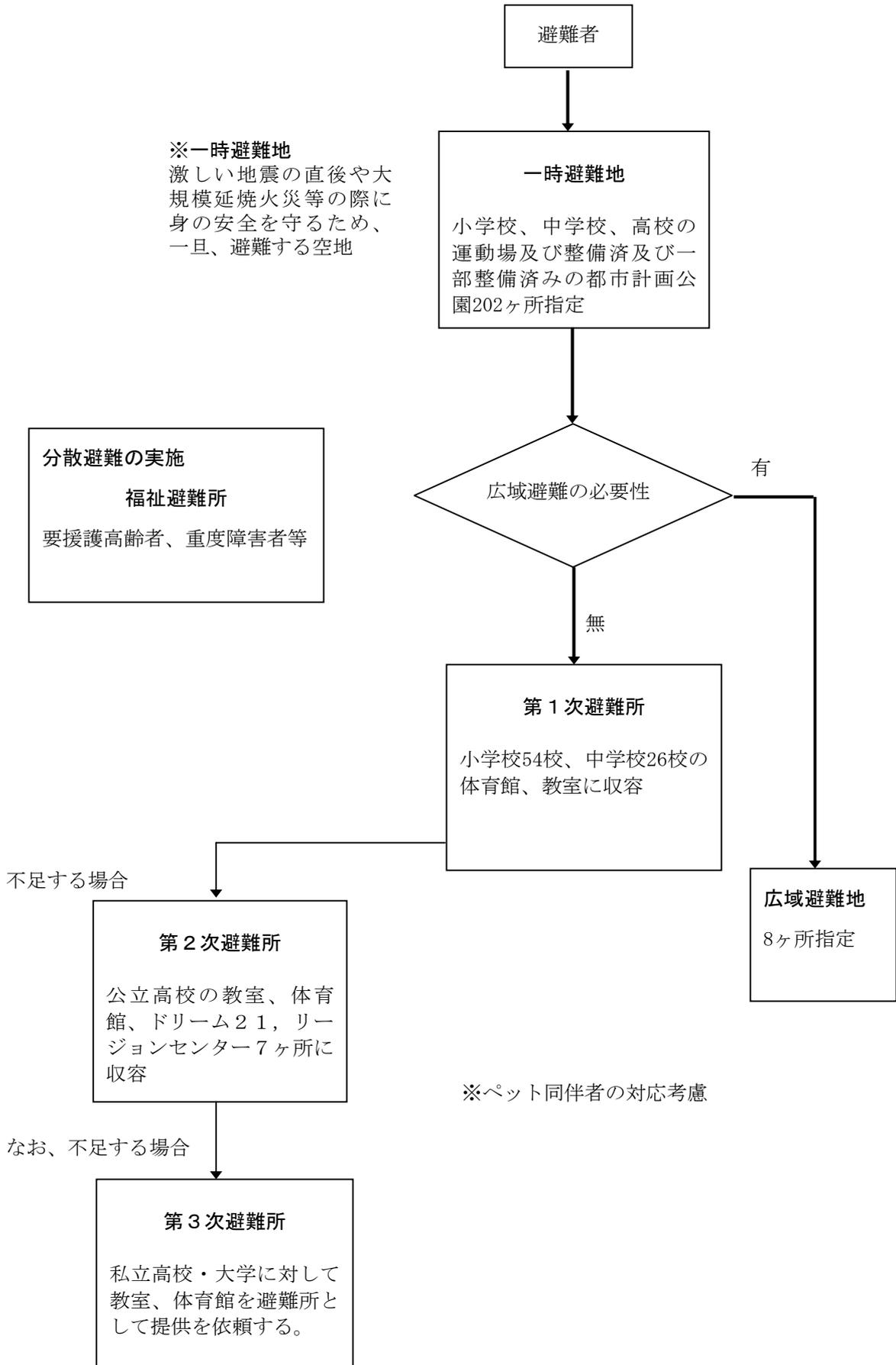
7. 避難所からの連絡体制

大災害時には、電話回線等が被災し交信が不能となる可能性が高いので、避難所には無線設備を設置するとともに、アマチュア無線、庁内LAN等の活用を図る。

8. 災害時要援護者に配慮した避難施設・設備の整備・確保

市は、災害時要援護者が利用しやすいように、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるとともに、特に福祉的配慮が必要な者に対するスペースをあらかじめ確保し、福祉物品の備蓄に努める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、避難所における介護・ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

避難誘導体系



一時避難地一覧表

自治連合会校区	一時避難地名称
池 島	■池島小学校 池島中学校 みどり清朋高校
縄手南	■縄手南小学校 縄手南中学校 六万寺公園 横小路公園
縄手上四条	■縄手小学校 上四条小学校 縄手中学校 末広町公園 大池公園 柄池公園
縄手北	■縄手北小学校 縄手東小学校 縄手北中学校 桜町公園
枚岡東	■枚岡東小学校 枚岡中央公園 枚岡公園 若宮公園
枚岡西	■枚岡西小学校 枚岡中学校 枚岡樟風高校 宝町南公園
石 切	■石切小学校 石切中学校 中石切公園 石切公園
石切東	■石切東小学校 東石切公園
孔舎衛	■孔舎衛小学校 孔舎衛東小学校 孔舎衛中学校 日新高校 日下公園
成 和	■成和小学校 かわち野高校 城東工科高校 寺嶋公園 徳庵公園 鴻池本町公園 西楠風荘公園 東楠風荘公園 三島西公園 本庄北公園 本庄東公園
鴻池東	■鴻池東小学校 鴻北公園
北 宮	■北宮小学校 盾津東中学校 吉原北公園 古箕輪公園 川田公園 吉原公園 中部緑地 今米公園
加 納	■加納小学校 加納緑地 中部緑地 加納西公園 加納北公園 加納東公園
弥 栄	■弥栄小学校 盾津中学校 本庄南公園 本庄西公園 横枕西公園 横枕北公園 横枕南公園 中野公園 箕輪公園 菱江北公園
玉 川	■玉川小学校 菱江東公園 菱江南公園 菱江中公園 菱屋東第一公園 たまがわ高等支援学校
岩田西	■岩田西小学校 玉川中学校 岩田公園
玉 美	■玉美小学校 瓜生堂公園 若江本町北公園
若 江	■若江小学校 若江中学校 若江公園
玉 串	■玉串小学校 花園中学校
花 園	■花園小学校 花園高校 花園東町公園
花園北	■花園北小学校 花園公園 花園西町公園
英田南	■英田南小学校 吉田公園 新家第1公園 新家第2公園 新家第3公園 花園中央公園

■：地域防災拠点

一時避難地一覧表

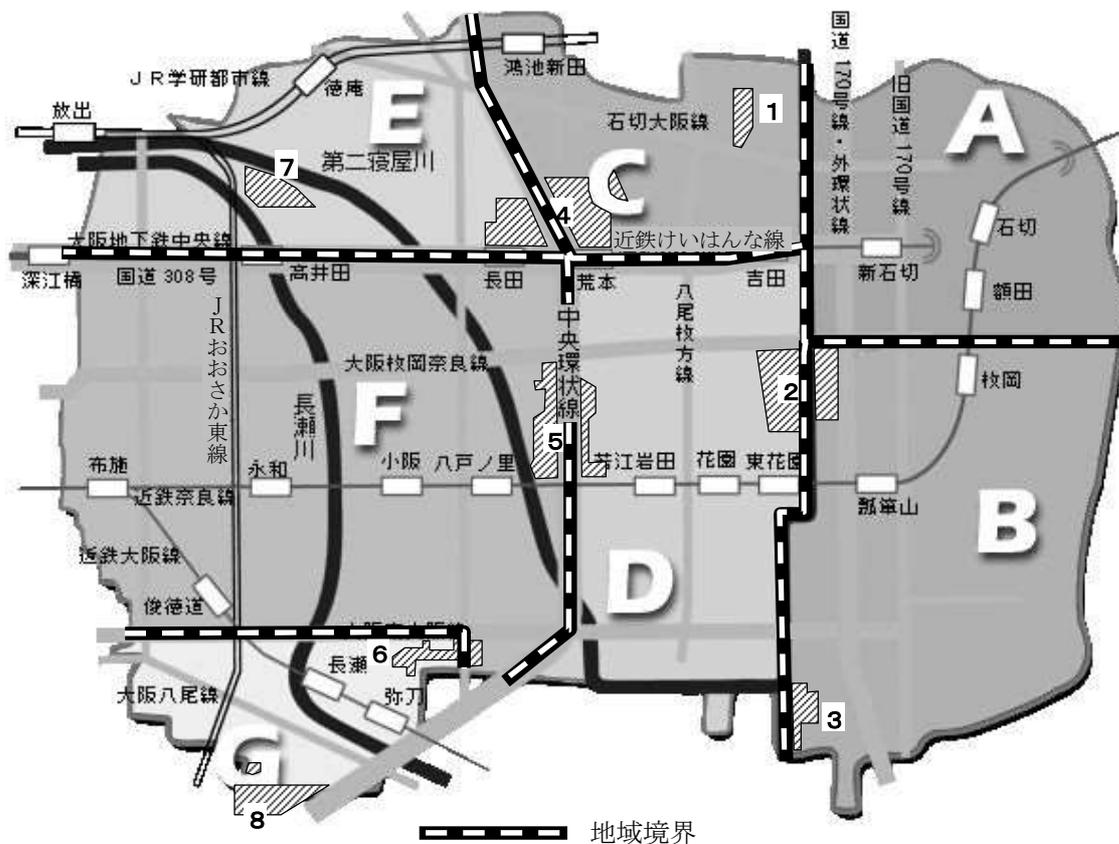
自治連合会校区	一時避難地名称
英田北	■英田北小学校 英田中学校 花園中央公園 島之内公園 水走西公園 北池の端公園 水走公園 水走南公園 松原公園
荒川	■荒川小学校 俊徳中学校 荒川公園 俊徳公園
長堂	■長堂小学校 長栄中学校 足代北公園 足代公園 長堂東公園
三ノ瀬	■三ノ瀬小学校 三ノ瀬公園
高井田東	■高井田東小学校 新喜多中学校
森河内	■森河内小学校 新喜多公園 布施公園
菱屋西	■菱屋西小学校 横沼公園 長瀬公園
永和	■永和小学校 永和公園
太平寺	■太平寺小学校 太平寺中学校 岸田堂北公園
高井田西	■高井田西小学校 高井田中学校 高井田公園 高井田西公園
長瀬北	■長瀬北小学校 北蛇草公園 蛇草西公園
長瀬西	■長瀬西小学校 衣摺公園 柏田公園
長瀬東	■長瀬東小学校 金岡中学校 金岡公園 大蓮公園
長瀬南	■長瀬南小学校 大蓮小学校 大蓮東小学校 久宝寺緑地 大蓮東公園 長瀬中学校
小阪	■小阪小学校 小阪中学校 大和公園 中小阪公園
八戸の里	■八戸の里小学校 布施高校
八戸の里東	■八戸の里東小学校 八戸の里公園
上小阪	■上小阪小学校 上小阪中学校 布施工科高校 上小阪公園
楠根	■楠根小学校 楠根東小学校 藤戸小学校 西堤小学校 楠根中学校 菱屋東公園 長田北公園 長田中公園 稲田公園 長田公園 長田東公園 川俣公園 西堤公園 楠根川緑地 長瀬川緑地
意岐部	■意岐部小学校 意岐部東小学校 意岐部中学校 布施北高校 御厨公園 御厨北公園 新家中町公園 五百石公園 春宮公園 荒本公園 荒本西公園 菱屋東第1公園
弥刀	■弥刀小学校 弥生公園 近江堂公園
弥刀東	■弥刀東小学校 弥刀中学校 金物町公園
柏田	■柏田小学校 柏田中学校 岸田堂南公園 柏田北公園

■：地域防災拠点

(注)：中部緑地、花園中央公園は、それぞれ北宮及び加納と英田南及び英田北にまたがっているが、一次避難地の箇所数としては、それぞれ1箇所として計上している。

広域避難地

1. (旧)加納高等学校周辺
2. 花園中央公園周辺
3. 恩智川治水緑地周辺
4. 東大阪流通業務地区周辺 (トラックターミナルを除く)
5. 八戸の里・西岩田地区周辺
6. 近畿大学・新上小阪地区周辺
7. 川俣下水処理場周辺
8. 久宝寺緑地



(注) : 市域は、面積、人口、地域の形状など、各地域間のバランスを考慮して、上図のようにA～Gの7つの地域分けがなされている。次に示す避難所一覧表における第2次避難所は、この地域を基本として指定されている。

避難所一覧表

地域	校区自治連合会	第1次避難所	第2次避難所	第3次避難所
A・B	孔舎衛	孔舎衛小学校	日下ゆうゆうプラザ 日新高校 枚岡樟風高校 みどり清朋高校 四条やまなみプラザ	近畿大学附属高校 大阪商業大学高等学校 樟蔭高校 樟蔭東高校 敬愛高校 東大阪大学 近畿大学 大阪商業大学 大阪樟蔭女子大学 (※第3次避難所はA～G地域共通)
		孔舎衛東小学校		
		孔舎衛中学校		
	石切	石切小学校		
		石切中学校		
	石切東	石切東小学校		
	枚岡西	枚岡西小学校		
		枚岡中学校		
	枚岡東	枚岡東小学校		
	縄手北	縄手北小学校		
		縄手東小学校		
		縄手北中学校		
縄手上四条	上四条小学校			
	縄手小学校			
	縄手中学校			
縄手南	縄手南小学校			
	縄手南中学校			
池島	池島小学校			
	池島中学校			
C・D	成和	成和小学校	城東工科高校 かわち野高校 中鴻池グリーンパル たまがわ高等支援学校 ドリーム21 岩田くすのきプラザ 花園高校	
	鴻池東	鴻池東小学校		
	弥栄	弥栄小学校		
		盾津中学校		
	加納	加納小学校		
	北宮	北宮小学校		
		盾津東中学校		
	英田北	英田北小学校		
		英田中学校		
	英田南	英田南小学校		
	玉川	玉川小学校		
	岩田西	岩田西小学校		
		玉川中学校		
	玉美	玉美小学校		
	若江	若江小学校		
若江中学校				
花園北	花園北小学校			
花園	花園小学校			
玉串	玉串小学校			
	花園中学校			

避難所一覧表

地域	校区自治連合会	第1次避難所	第2次避難所	第3次避難所
E・F・G	森河内	森河内小学校		近畿大学附属高校 大阪商業大学高等学校 樟蔭高校 樟蔭東高校 敬愛高校 東大阪大学 近畿大学 大阪商業大学 大阪樟蔭女子大学 (※第3次避難所はA～G地域共通)
	楠 根	楠根小学校		
		楠根東小学校		
		藤戸小学校		
		西堤小学校		
		楠根中学校		
	意岐部	意岐部小学校		
		意岐部東小学校		
	高井田東	高井田東小学校		
		新喜多中学校		
	高井田西	高井田西小学校		
		高井田中学校		
	長 堂	長堂小学校		
		長栄中学校		
	三ノ瀬	三ノ瀬小学校		
	太平寺	太平寺小学校		
		太平寺中学校		
	荒 川	荒川小学校		
		俊徳中学校		
	永 和	永和小学校		
	菱屋西	菱屋西小学校		
	八戸の里	八戸の里小学校		
	八戸の里東	八戸の里東小学校		
		意岐部中学校		
	小阪	小阪小学校		
		小阪中学校		
上小阪	上小阪小学校			
	上小阪中学校			
弥刀東	弥刀東小学校			
	弥刀中学校			
弥 刀	弥刀小学校			
長瀬北	長瀬北小学校			
柏 田	柏田小学校			
	柏田中学校			
長瀬西	長瀬西小学校			
長瀬東	長瀬東小学校			
	金岡中学校			
長瀬南	長瀬南小学校			
	大蓮小学校			
	大蓮東小学校			
	長瀬中学校			

第8節 災害時の基本生活環境の整備計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、経済部、福祉部、健康部、環境部、土木工営所、土木部、建築部、総合病院、上下水道局

大災害が発生した場合、多くの避難者が想定され、これを保護するために食料品、生活必需品等の物資の確保と供給が不可欠である。このため、市はこれに対処するため備蓄、市民の協力、大阪府への要請、他市町村の相互応援等、物資の総合的な確保体制を確立するものとする。

第1 物資確保体制

広域交通及び市内交通に大きな被害が生じ、支援ルートが遮断されることに備えて、次のことを行う。

1. 物資の確保

- (1) 市民の防災意識の高揚に努め、災害時のための食料、生活必需品等の物資備蓄の必要性について、平常時より広報等による指導、啓発を行い、3日分以上の備蓄を促進し、市民自身による災害時の自給化を図る。
- (2) 市内外の業者に対し、食料、生活必需品等の速やかな確保と緊急手配による調達等の協力体制を依頼する。
- (3) 大阪府外を含め、広域の市町村と物資の相互備蓄及び供給その他についての相互応援協定の締結に努めるものとする。
- (4) 緊急時には、大阪府への要請を行い、大阪府による物資調達協力を得るほか、大阪府を通じて他府県も含めた広域の他市町村への協力要請を行う。

2. 補給ルートの確保

- (1) 国、大阪府に要請して、広域道路網の耐震化に重点をおいた整備の促進を要望する。
- (2) 備蓄倉庫、避難所及び物資配送センターを含めた市内各防災拠点を結ぶ道路網の耐震化を促進し、ネットワーク化を図る。
- (3) 必要に応じ緊急輸送を行うため、災害時臨時ヘリポートと幹線道路のアクセス道路の整備を図る。
- (4) 大災害の場合の物資補給ルートを確保するため、都市計画道路等の整備を図る。

3. 情報の交換

大阪府、協定市町村、近隣市町村との情報交換を行い、飲料水、食料、生活関連物資等の備蓄状況について把握を行う。

第2 食料・生活必需品の確保

大阪府をはじめ防災関係機関と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。

1. 重要物資の備蓄

(1) アルファ化米、乾パンなど

市及び大阪府は、それぞれ要給食者の1食分を備蓄する。

(2) 高齢者用食、粉ミルク、哺乳瓶

市及び大阪府は、それぞれ高齢者用食1食分、粉ミルクを1日分以上、哺乳瓶は必要量を備蓄する。

(3) 毛布

市は、避難者のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を備蓄する。大阪府は、その他の避難者の必要量を備蓄する。

(4) 衛生用品（おむつ、生理用品等）

市及び大阪府は、それぞれ1日分を備蓄する。

(5) 仮設トイレ

市及び大阪府はそれぞれ必要量を、大阪府は備蓄及び調達により、市は備蓄により確保する。

2. 備蓄目標量

市の重要物資の備蓄について、大阪府が実施した被害想定に基づき算出された目標量は、下表のとおりであり、計画的な整備に努める。

食品等		生活必需品等	
備蓄品目	数 量	備蓄品目	数 量
アルファ化米等	97,444 食	毛 布	29,234 枚
高齢者用食料	1,949 食	お む つ	14,620 個
粉 ミ ル ク	1,024 日分	生 理 用 品	161,515 個
哺 乳 ビ ン	1,024 本	簡易トイレ	975 個

3. その他の物資の確保

次の物資の確保体制を整備する。

(1) 精米、即席麺などの主食

(2) ボトル水・缶詰水等の備蓄

(3) 野菜、漬物、菓子類などの副食

(4) 被服（肌着等）

(5) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）

3. 取扱物資

物資配送センターでの取扱品は、次のとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品、生活用資機材等の備蓄品
- (2) 災害時要援護者に係る食料、生活必需品、生活用資機材等の備蓄品
- (3) 大量一括購入した食料、生活必需品等
- (4) 救援物資、義援物資
- (5) その他

第4 給水体制の整備

大阪府と相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3Lの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるように体制の整備に努める。

(1) 給水拠点の整備

ア. 緊急遮断弁及び自家発電設備を有するポンプ設備〔拠点給水設備〕の整備

イ. 給水栓付き空気弁〔あんしん給水栓〕の整備

ウ. 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

エ. 応急給水槽の建設

オ. 小規模応急給水槽の建設

カ. 応急給水用資機材収納倉庫の建設

キ. 応急給水用資機材の整備

(2) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路による調達及びその情報交換等の体制の整備

(3) パック水・缶詰水の備蓄

(4) 応急給水マニュアルの整備

(5) 相互応援体制の整備

ア. 迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市、大阪府、大阪広域水道企業団は相互に協力して大阪広域水道震災対策中央本部体制の確立に努める。

イ. 都道府県域を越えた広域的相互応援体制を整備する。

資料2-13：給水施設の現況

第5 資機材等の確保

(1) 応急給水用資機材の備蓄

給水タンク、給水容器、水質検査機器・試薬、塩素消毒薬等。
市の応急給水用機器を資料に示す。

資料2-14：応急給水用機器

(2) 生活関連器材

簡易トイレ、発電器、投光器、簡易風呂等

(3) その他

スコップ、のこぎり、ハンマー、バール、シート、ゴム・ビニール手袋、担架、車イス等

第6 清掃活動体制の整備

1. ごみ処理体制

災害時に大量のごみ等が発生する場合を想定して、その一時集積場所の候補地をあらかじめ選定し、必要な準備を行う。

2. し尿処理体制

避難所等のし尿の収集は、優先的かつ早急に収集処理されるよう、必要な計画を作成する。

災害が長期化した場合には、災害用仮設トイレの貯留量に限界が生じることも予想されるので、し尿の収集及び処理方法についての体制を整備する。

第7 応急危険度判定制度の整備

市民の安全確保を図るため、大阪府、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の危険度を判定するための制度を整備する。

1. 被災建築物応急危険度判定制度の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

建築関係団体との連携により、大阪府が実施する応急危険度判定講習会の開催、応急危険度判定士の養成、登録に協力するとともに、登録された市内在勤の判定士を対象に模擬訓練を定期的に実施する。

(2) 実施体制の整備

判定主体として、資機材の整備、職員の判定コーディネーター養成、被災建築物応急危険度判

定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

大阪府、建築関係団体と協力し、市民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2. 被災宅地危険度判定制度の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

大阪府が実施する危険度判定講習会の開催並びに被災宅地危険度判定士の養成、登録に協力する。

(2) 実施主体の整備

大阪府の被災宅地危険度判定士の派遣体制に基づき、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備及び実施体制の整備を図る。

第8 応急仮設住宅等の事前準備

あらかじめ、都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

第9 斜面判定制度の活用

土砂災害から市民を守るため、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等の斜面判定制度の活用を図る。

(1) 実施主体の整備

府は、市、砂防関係団体との連携によって、斜面判定制度の整備を図る。

(2) 斜面判定士の登録

NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、斜面判定士の登録を行う。

(3) 斜面判定制度の普及啓発

市及び府は、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等と連携して、制度の趣旨について市民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第9節 交通確保体制の整備計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

大阪市交通局、西日本旅客鉄道（株）、近畿日本鉄道（株）、近鉄バス（株）

第1 鉄道施設

鉄道施設管理者は、災害時における乗客の安全確保並びに施設の防護復旧のため、鉄道施設等の被害状況把握及び安全点検等の措置が迅速かつ的確にとられる応急点検体制を整備し、万全を期する。

1. 大阪市営地下鉄の対策

地下鉄施設(中央線)の災害防止対策については、線路諸設備の実態を把握するとともに周囲の諸条件を調査して、災害時においても常に健全な状態が保持できるよう諸施設の整備を行うものとするが、おおむね次に掲げる内容について整備強化を図るものとする。

(1) 施設の維持改良強化

- ア. 橋梁の維持補修及び改良強化
- イ. 河川改修に伴う橋梁改良強化
- ウ. 法面、土留め維持補修及び改良強化
- エ. 建物等の維持補修及び改良強化
- オ. 電線支持物の維持補修及び改良強化
- カ. その他防災上必要な設備の改良強化

(2) 災害警備体制の確立

- ア. 気象観測機器及び地震計の整備
- イ. 災害時の配備体制の確立
- ウ. 警備計画、要注意箇所の警備方法の確立
- エ. 列車運転規則計画
- オ. 防災訓練の計画、実施

(3) 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画

- ア. クレーン車、モーターカー、ライトバン、ジャッキ、発電機、レール、枕木、電線類、非常用通信機器、その他資機材
 - イ. 重機械類その他必要な資機材
- 関係企業から緊急調達するための体制の確立と活用計画

2. 西日本旅客鉄道株式会社の対策

JR施設(学研都市線及びおおさか東線)の災害防止対策については、線路諸設備の実態を把握するとともに周囲の諸条件を調査して、災害時においても常に健全な状態が保持できるよう諸

施設の整備を行うものとするが、おおむね次に掲げる内容について整備強化を図るものとする。

(1) 施設の維持改良強化

- ア. 橋梁の維持補修及び改良強化
- イ. 河川改修に伴う橋梁改良
- ウ. 法面、土留め維持補修及び改良強化
- エ. 建物等の維持補修及び改良強化
- オ. 電線支持物の維持補修及び改良強化
- カ. その他防災上必要な設備の改良強化

(2) 災害警備体制の確立

- ア. 気象観測機器及び地震計の整備
- イ. 災害時の配備体制の確立
- ウ. 警備計画、要注意箇所の警備方法の確立
- エ. 列車運転規則計画
- オ. 防災訓練の計画、実施

(3) 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画

- ア. クレーン車、モーターカー、ライトバン、ジャッキ、発電機、レール、枕木、電線類、非常用通信機器、その他資機材
- イ. 重機械類その他必要な資機材
関係企業から緊急調達するための体制の確立と活用計画

3. 近畿日本鉄道株式会社の対策

近鉄奈良線、大阪線及びけいはんな線の災害防止対策については、線路諸設備の実態を把握するとともに周囲の諸条件を調査して、災害時においても常に健全な状態が保持できるよう諸施設の整備を行うものとするが、おおむね次に掲げる内容について整備強化を図るものとする。

(1) 施設の維持改良強化

- ア. 橋梁の維持補修及び改良強化
- イ. 河川改修に伴う橋梁改良
- ウ. 法面、土留め維持補修及び改良強化
- エ. 建物等の維持補修及び改良強化
- オ. 電線支持物の維持補修及び改良強化
- カ. その他防災上必要な設備の改良

(2) 災害警備体制の確立

- ア. 気象観測機器及び地震計の整備
- イ. 災害時の配備体制の確立
- ウ. 警備計画、要注意箇所の警備方法の確立
- エ. 列車運転規則計画

オ. 防災訓練の計画、実施

(3) 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画

ア. ユニック車、モーターカー、ライトバン、ジャッキ、発電機、レール、枕木、電線類、非常用通信機器、その他資機材

イ. 重機械類その他必要な資機材

関係企業から緊急調達するための体制の確立と活用計画

第2 バス路線

災害時における被害を最小限に防止するため、平常時から道路状況を把握するとともに被害を受けやすい箇所等が発見された場合は、直ちに管理者に通報するなど運行の安全を期して適切な措置をとるものとする。また、関連施設及び車体等の整備を行うとともに運行に支障のないよう整備充実を図る。

第4章 災害の予防と被害の減災対策

第1節 水害予防計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、経済部、土木工営所、土木部、下水道部

第1 水害防止対策の推進

国及び大阪府が行う洪水予報、浸水想定区域の公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。

1. 国及び大阪府の対応

近畿地方整備局及び大阪府は、水防法の規定に基づき、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川を指定し、気象庁長官と共同して洪水予報を行う。また、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

2. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

市は、浸水想定区域の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、ハザードマップ等により、市民に周知するよう努める。

(1) 洪水予報等の伝達方法

広報車、防災行政無線、電話・FAX、電子メール等で伝達する

(2) 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

ア 避難所は、浸水の際に想定されている水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえ、洪水時の避難所を指定する。

イ 避難路については、基本的には市民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難勧告等を発表する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、要援護高齢者、障害者等の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織や自治会等の協力が得られるよう体制づくりを推進する。なお、災害時要援護者の避難については、府が示す指針に基づく災害時要援護者避難支援プランの作成に努める。

ウ 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある

ると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地並びに当該施設への洪水予報等の伝達方法の整備に努める。

(3) 上記ウにより市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は、管理者は、単独で又は、共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を国土交通省令で定めるところにより作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。

(4) 都市型水害対策、(2) ウに示す地下街等について、浸水の際は、地上の浸水深の大小にかかわらず地下駐車場、地下街（地階）等では大きな浸水被害を生じるため、地下空間対策が必要となる。

地下空間の管理者等は、災害時に利用者等が迅速かつ的確に避難できるよう、情報の伝達体制（利用者等への案内放送等）の確立に努めるとともに、気象警報等に基づいて浸水の発生について判断できるように、気象に関する情報等の入手に努める。なお、浸水の危険性及び対応方法について、ハザードマップや広報紙等により周知する。また、地下空間において、浸水被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に避難勧告等を行えるよう体制を整備するとともに、平時から利用者に対する避難誘導體制を整備し、非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努める。

(5) 府は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、寝屋川流域を「特定都市河川流域」に指定したことから、これに基づき寝屋川流域において、1,000㎡以上の開発（雨水浸透阻害行為）を行う場合、市長の許可を受けなければならない。開発者には、雨水浸透阻害行為を行う際の対策工事が求められ、行政（土木部、下水道部等）流域住民等が一体となって浸水被害の解消を目指す。

市は、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該浸水区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに住民に周知するよう努める。

ア 都市洪水又は都市浸水の発生又は発生のおそれに関する情報（以下「洪水等情報」という。）

イ 避難場所その他円滑迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）がある場合には、当該施設の利用者の円滑な避難を確保するための洪水等情報伝達方法

資料2-15：浸水想定区域内の地下街等

第2 水害減災対策

洪水に対する事前の備えと洪水の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表、水防警報の発表、水位情報の公表、浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

1. 洪水予報及び水防警報等

(1) 洪水予報

ア 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川、その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（淀川・大和川）について、気象庁と共同して洪水予報を行う。

イ 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川として第二寝屋川、恩智川、寝屋川を洪水予報河川として指定し、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(2) 避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表

（本市に係る河川には該当しない）

ア 府は、管理河川のうち、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川〔水位周知河川（水位情報周知河川）〕において、避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知する。

また、避難判断水位（特別警戒水位）に到達したときは、報道機関の協力を求め一般に周知する。

イ 近畿地方整備局及び府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水防警報河川）において、洪水のおそれがあると認めるときは、水防警報の発表を行う。

本市では、淀川、大和川、第二寝屋川、恩智川、寝屋川が該当する。

ウ 近畿地方整備局及び府は、管理河川のうち、水位観測所を設置した河川においては、その水位状況の公表を行う。

本市では、淀川、大和川、第二寝屋川、恩智川、寝屋川が該当する。

エ 近畿地方整備局は、洪水予報河川がはん濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

府は、洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）がはん濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

(3) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

府は、水位周知河川が氾濫した場合に浸水予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

市は、浸水想定区域が指定・公表された場合、当該浸水想定区域ごとに、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報の伝達方法、指定避難所等の水害に対する避難処置について、市民への周知徹底を推進するとともに、よりきめ細かな対応を図るため、浸水想定区域内の地下街等又は高齢者等が利用する災害時要援護者施設（本計画に施設名称及び所在地を定めたものに限る。）へ洪水予報等を伝達する。

第3 浸水対策の推進

市及び関係機関は、洪水又は内水氾濫による水害の防止及び浸水被害の軽減を図り、被害を最小化するため、計画的な浸水対策の推進に努める。

1. 総合的な排水計画

市域の河川、水路等について、総合的な排水計画の策定をめざし、その事業の推進に努める。

2. 下水道施設の整備

公共下水道を整備充実し、浸水被害の軽減に努める。

3. 水路施設の整備

水路の改修整備事業の実施を図るとともに、土地改良区、水利組合等の協力を得て、平常時から危険箇所の把握に努める。

4. 雨水の流出抑制

集中豪雨等により、雨水が河川、水路等に急激に流入し排水能力を超えた場合に浸水が発生する。これを防止するため、次のような雨水の流出抑制対策を推進する。

- (1) 遊水池の整備
- (2) 防災調整池の整備
- (3) 公共公益施設等における雨水流出抑制施設の設置
- (4) 透水性舗装及び雨水浸透柵の施工・設置の推進
- (5) 雨水貯留施設の設置

5. 道路の冠水対策

交通路の確保を図るために、冠水した実績又は冠水するおそれのある道路については、かさ上げ対策又は円滑な排水を行う側溝等整備対策を講じる。

第4 地下空間浸水災害対策の強化

地下駐車場及びビルの地下施設等の地下空間の分布把握並びに気象予警報等の浸水の危険性に関する情報の入手に努めるとともに、市民、地下空間の管理者等に対し、市の防災行政無線等を通じて情報の提供に努める。また、地下空間の管理者等に対して、防水板、防水扉の整備、出入口のマウントアップ、土嚢の常備を促すとともに、利用者等の避難誘導體制を整備し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努めるよう普及啓発する。

第5 河川の改修

本市の河川は、第二寝屋川、恩智川が主要な河川であり、国道旧170号以西は、ポンプによる強制排水が必要な状況である。その地域の雨水排除は下水道によらねばならないが、以東の地区は、概ね国道170号で遮集して河川に自然排水する計画である。第二寝屋川、恩智川等の一級河川の指定区間は大阪府が事業主体として、その他の河川は本市の事業として改修を進めているところである。

しかし、近年の都市化の進展により、降雨時の一時的な流量増加に対処するとともに災害を未然に防止するため、遊水池を設ける等計画的に事業の推進を図る。

市の管理する河川の改修については、その必要箇所調査を行い、昭和32年6月26～27日に八尾市で観測した降雨量である62.9mm/hに対応できるよう、防災上緊急性の高いものから整備に努める。なお、河川改修計画は、山地の開発、農地の宅地化等による出水状況の変化に対応できるよう検討する。

資料2-16：河川改修状況

第6 ため池対策

本市、特に東部地域に多くのため池があるため、これらについては、常にその点検と整備及び水位等の観測に努めるとともに、豪雨又は地震等による堤防の決壊など災害の発生が予想されるものについては、早期に改修計画を作成し、その事業の推進を図る。

また、個人の所有池については、所有者等に対して定期的な点検整備、降雨時の水位の動向、非常時の応急措置及び改修等について啓発指導を行うとともに、災害の未然防止を図る。

資料2-17：主要ため池一覧表

第7 防災営農対策

災害時の病虫害による農作物の被害防止を図り防災営農を推進するため、防災営農技術の末端への浸透に努めるとともに、大阪府の援助を得て指導体制の確立とその普及に努めるものとする。

また、この計画のための関係機関、団体等の協力を要請するものとする。

1. 協力関係機関

- (1) 大阪府
- (2) 東大阪市内農業協同組合等

(3) 東大阪市内土地改良区

2. 防災営農技術の普及

営農指導に関し地域ごとに広報活動を行い、農地及び農業用施設の防災営農技術の普及を図る。

3. 災害予防

(1) ため池、井せきのかんがい用水施設の整備

(2) 病虫害防除事業の推進

第2節 火災予防対策の推進計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

建築部、消防局

市街地、林野等における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努めるものとする。

第1 住宅火災予防

1. 市民に対する指導、啓発

市民に対し、住宅用火災警報器の設置、消火器の使用方法、地震発生時の火気器具・電気器具の取り扱い方法、安全装置付ストーブの普及等の徹底を図るとともに、広報活動や消防訓練、防災学習センターでの体験学習や春秋の火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

2. 住宅防火診断の実施

住宅火災を防止するため、家庭防火診断を実施するほか要望に基づき、火気使用設備の使用実態及び住宅用火災警報器、消火器等の住宅用防火設備等の設置状況を検査し、設置の必要性等を指導する。

第2 一般建築物等の火災予防

一般建築物、高層建築物、地下街（地階）における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1. 一般建築物

(1) 消防用設備等の設置

建物の新築、増改築時における建設計画の段階で防火に関する点検・指導を行い、人命及び財産を保護する立場から、消防用設備等を設置させ、建物自体の防火機能を向上させる。

(2) 火災予防査察の充実

当該区域内の一般建築物について、消防法第4条に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の設置及び管理の状況について改善指導する。

(3) 防火管理制度の推進

一般建築物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア. 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

イ．消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ．火気取り扱いの監督、収容人員の管理など

(4) 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象となる防火対象物の管理権原者等に対し、当該制度の取組みを推進する。

(5) 事業所に対する指導、啓発

事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火気器具・電気器具の取り扱い方法、安全装置付ストーブの普及等の徹底を図るとともに、広報活動や消防訓練、春秋の火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

(6) 定期報告制度の活用

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

2. 高層建築物、地下街

高層建築物、地下街（地階）については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設

ア．高層建築物

高さが31mを超える建築物

イ．地下街（地階）

地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの及びこれに類するもの

(2) 防災計画書の作成指導

原則として高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

(3) 共同防火（防災）管理体制の確立

管理の権限が分かれている高層建築物、地下街（地階）において、共同防火（防災）管理体制の確立を指導する。

(4) 防災規制

高層建築物、地下街（地階）において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(5) 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

(6) 地下街（地階）の防火・安全対策

地下街（地階）の新設・増設に際し、建築基準法・消防法等によるほか、「地下街の取扱いについて」（昭和48年7月31日建設省通達）等に基づき、防火・安全対策の確保、指導を行う。

また、府、市及び関係機関は、消防法改正（平成19年6月）に伴い、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画の作成や、防災対象物定期点検報告制度など、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

第3 林野火災予防

市及び林野の管理者は林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

1. 監視体制等の強化

- (1) 市民、事業所に対する啓発
- (2) 火災発生危険期における巡視の実施
- (3) 森林法に基づく火入れの許可

2. 林野火災特別地域対策事業の推進

市は、大阪府から林野火災対策を強化する必要がある地域として認められた場合、関係市町と共同で林野火災特別地域対策事業を実施する。

3. 林野火災対策用資機材の整備

市は、消防力強化のため、消火作業機器等の整備及び消火薬剤等の備蓄に努める。

第3節 消火・救助・救急体制の整備計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

消防局

大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

1. 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実

耐震性能、消防業務のIT機能等防災活動拠点として必要な機能を備えた消防署所や多機能型の消防車両、高規格救急車、各種消防資機材、また消防団装備等の総合的消防力の計画的整備推進に努める。

(2) 市民による防災体制の育成

幼年消防クラブ、女性防火クラブ、事業所の自衛消防組織、自治会等の自主防火組織の育成を図り、火災発生時における初期消火活動等の指導に努める。

また、消防局防災学習センターを通じ、広く市民に対し防火（防災）に関する知識の普及に努める。

(3) 消防水利の確保

有事に対応できる消防水利の確保に努めるため、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき、消火栓等を整備していくほか、その他有効となる消防水利の確保に努める。

(4) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎよ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

(5) 救助・救急体制の整備

ア. 救助

(ア) 国際消防救助隊員及び緊急消防援助隊のより高度な技術の習得に努める。

(イ) 実戦的救助訓練を強化推進し、救助技術の一層の向上を図る。

イ. 救急

(ア) 救急救命士を計画的に養成するとともに、就業後の研修体制の強化に努める。

(イ) 救急隊の計画的増強に努める。

(6) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア. 体制整備

女性消防団員の採用を進めるほか、消防団に対する地域住民の理解をさらに深めるなど、より

地域に根ざした消防団体制を整備する。

イ．消防施設、装備の強化

消防団装備等を計画的に更新整備する。

ウ．消防団員の教育訓練

業務の専門化、市民のニーズの多様化に対応できるよう消防団員の教育訓練を充実する。

2．広域消防応援体制の整備

地震など大規模災害発生に備え、消防相互応援協定や広域応援が有事に円滑に運用できるよう体制の整備に努める。

3．原子力事業者等

原子力事業者等は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備を図るなど、救出救助体制の整備に努める。

4．連携体制の整備

市は、大阪府、大阪府警察、自衛隊等の装備を考慮に入れ、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

資料2-18：東大阪市消防局署所配置図

資料2-19：東大阪市消防団組織

第4節 危険物等災害予防計画

《実施担当》 平常時の行政組織における部局等

環境部、消防局、教育委員会、関係事業所等

第1 危険物予防対策

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、市及び関係機関は、法令の定めるところにより、保安体制の強化、保安教育及び訓練の実施並びに防火思想の啓発普及を図る。

1. 保安教育の実施

危険物取扱事業所における保安管理の徹底を図るため、危険物取扱者等関係者に対し講習会、研修会などの保安教育を実施するとともに、災害時に備えた訓練の実施と合わせた指導計画を定めるよう指導する。また、危険物施設において、危険物安全週間、防災週間等の機会を捉えて、事業所、自衛消防組織、地域住民を含めて訓練を実施し、事業所全体に防災体制について周知させるように指導を図る。

2. 立入検査及び指導の強化

危険物施設に対し、立入検査等を通じて、次の事項について指導する。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する検査
- (2) 危険物の移送、運搬車両についての検査
- (3) 危険物の貯蔵、取り扱い方法等安全管理についての指導
- (4) 危険物施設の管理者、保安監督者に対する保安監督についての指導
- (5) 地震動による施設等の影響に対する安全措置の指導
- (6) 地震動による棚、器材の転倒・落下の予防に対する指導

3. 貯蔵タンク等流出防止対策

液体危険物を貯蔵する屋外タンクについては、防油堤の構造強化、流出油防除資機材の整備等、流出防止についての指導を強化する。

4. 自主保安体制の確立

危険物施設では、災害が発生した場合の対応についての特殊性を考慮し、専門知識を有する事業所員で構成された自衛消防組織の質的な充実と事業所間の相互協力体制の確立を図るとともに、その体制の整備に努める。

また、防災活動についての実証等を行い、その結果をもとに、管理運営面の改善、必要な資機材の整備、訓練を通じた活動技術の習熟・向上が図れるよう体制の強化に努める。

5. 施設の耐震化の促進

事業所の管理者に対し、消防法、高圧ガス保安法等関連法令に基づく構造、設備基盤の遵守はもとより液状化発生危険など設置地盤の状況についても調査を促し、耐震性の向上に努めるように指導する。

6. 学校・研究施設等

学校・研究施設には、指定数量以下の少量の危険物、毒・劇物、火薬品が保管されている場合があり、地震動等による転倒・落下で混触や酸化による発火、火災の発生の危険性があるため十分な対策を推進する。

第2 高圧ガス及び火薬類等災害予防対策

高圧ガス、火薬類及びL Pガス等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係行政機関との連携のもとに保安意識の高揚、取り締まりの強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。

1. 立入検査及び指導の強化

保安3法施設（火薬類取締法、高圧ガス保安法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める施設をいう。以下同じ。）に対し、立入検査を通じて、次の事項について指導する。

- (1) 高圧ガス施設、火薬類施設及びL Pガス貯蔵施設等の位置、構造及び設備の維持管理に関する検査
- (2) 高圧ガス施設の高圧ガスの製造方法に関する検査
- (3) 高圧ガス、火薬類及びL Pガスの販売、貯蔵及び取り扱い方法等についての検査
- (4) 高圧ガス（L Pガスを含む。）の積載方法及び移動方法についての検査及び指導
- (5) 高圧ガス製造事業所の保安統括者等に対する保安監督についての指導
- (6) 火薬類施設の火薬類取扱保安責任者に対する保安指導
- (7) L Pガス販売店等の業務主任者、保安業務資格者等に対する保安指導
- (8) 保安3法施設における保安管理の徹底を図るため、保安教育実施の指導

2. 自主保安体制の確立

保安3法施設で、専門知識を有する事業所員で構成された保安管理組織の充実と事業所における役割と責任を明確にし、自主保安体制の整備に努める。また、自主保安活動の実施状況を把握し、事業者自ら保安に関する計画やその実施を効果的に行えるよう体制の強化に努める。

3. 高圧ガス施設の耐震化の促進

事業所の管理者に対し、高圧ガス保安法等関連法令に基づく構造、設備基盤の遵守はもとより、液状化発生危険など設置地盤の状況についても調査を促し、耐震性の向上に努めるように指導する。

4. 規制・指導

高圧ガス又は火薬類を業務として製造、貯蔵若しくは取り扱おうとする者に届出させるとともに、災害発生時の消防活動の障害とならないよう指導する。

第3 毒物、劇物災害予防対策

1. 規制・指導

毒物、劇物による危害を防止するため、製造、貯蔵又は取扱施設に対し、関係行政機関との連携のもとに、危害防止上適切な措置を講じるよう指導する。

(1) 消防機関は、毒物、劇物を業務として製造、貯蔵又は取り扱おうとする者に届け出をさせるとともに、災害発生時の消防活動の障害とならないよう指導する。

(2) 保健所は、毒物・劇物を業務上取扱う施設に対し、事故の未然防止のための監視指導を行う。

2. 施設の耐震化の促進

事業所の管理者に対し、消防法、高圧ガス保安法等関連法令に基づく構造、設備基盤の遵守はもとより液状化発生危険など設置地盤の状況についても調査を促し、耐震性の向上に努めるように指導する。

第5節 原子力災害予防計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、消防局

E P Z（13頁参照）については、近畿大学原子力研究所原子炉から概ね半径50mの地域となる。しかし、本市では小若江1～4丁目、近江堂1丁目の一部・2～3丁目、新上小阪、南上小阪の住居表示地域についても、広報の充実を図るものとする。

市及び原子力事業者等は、原子力災害を防止するため、防災指針を十分に尊重し、次の措置を講じるものとする。

第1 原子力事業所等に係る災害予防対策

市及び原子力事業者等は、連携して原子力事業所等に係る災害予防対策を推進する。

1. 原子力事業者の責務

(1) 安全確保の責務

原子力事業者は、原子力施設の使用、運転、管理等にあたって、関係諸法令を遵守し、安全管理に万全の措置を講じる。

また、原子力事業所周辺の安全を確保する責務を有することを確認し、原子力事業所に起因する周辺環境放射線監視及び放射能防護など原子力事業所周辺等の安全確保に万全の措置を講じる。

(2) 原子力事業者防災業務計画の作成等

原子力事業者は、原災法第7条の規定により、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び復旧対策その他の原子力災害の発生や拡大等の防止対策並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成する。

ア．原子力事業者は当該計画を作成又は修正しようとする場合は、原災法の規定に基づき、作成又は修正しようとする日の60日前までに大阪府及び市に協議する。

イ．原子力事業者は、原災法第8条第4項、第9条第5項及び第6項、第11条第3項及び第4項に基づき、各種事由について市に届出る。

（届出内容）

- ・ 原子力防災要員現況届出書
- ・ 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書
- ・ 放射線測定設備現況届出書
- ・ 原子力防災資機材現況届出書

(3) 施設の防災対策

ア. 施設の耐震・不燃化対策を推進し、安全を確保する。

イ. 放射線による被ばくの予防対策を推進する。

ウ. 原子力事業所の環境放射線の測定を行い、常に放射線レベルを把握するとともに、その結果を公表する。

エ. 原子力防災組織及び原子力防災要員の充実改善を図る。

(4) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

原子力事業者は、原子力事業所内に放射線測定設備を整備する。

また、放射線障害防護用器具、非常用通信機器、放射線計測器等の原子力防災資機材を整備する。

2. 立入検査と報告の徴収

(1) 市は、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われていることを確認するため、原災法第31条及び第32条に基づき、原子力事業者から定期的な報告の徴収及び立入検査を実施する。

(2) 立入検査を実施する市の職員は、知事又は市長から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行う。

3. 原子力防災専門官との連携

市は、地域防災計画（原子力防災対策）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、OFCの活用、市民に対する原子力防災に関する情報伝達、災害時の連絡体制、防護対策などの緊急時の対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図る。

【OFC】（オーエフシー）Off-Site Emergency Managing Control Center

緊急事態時に、国、大阪府、関係市町や原子力事業所などの防災関係機関の要員が参集し、原子力災害対策を実施する拠点。緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）

第2 情報の収集・連絡・分析体制等の整備

1. 情報収集・連絡体制の整備

市は、国と連携を図り、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うための体制等を整備する。

2. 情報の分析整理

市は、国、大阪府とともに原子力防災関連情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進を図る。

第3 原子力防災に関する知識の普及と啓発

1. 市民等に対する知識の普及と啓発

市は、国、大阪府と協力して、市民に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のために次に掲げる事項について、普及・啓発活動を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に大阪府や市をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- (6) コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- (7) 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮する。

2. 研修への参加

市は、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修に積極的に参加する。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に大阪府や国等が講じる対策の内容に関すること
- (8) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- (10) その他緊急時対応に関すること

第4 環境放射線モニタリング体制等の整備

市は、緊急時におけるモニタリングを実施するために、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備する。

第5 緊急被ばく医療体制等の整備

市は、国、大阪府から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、日本赤十字社大阪府支部、原子力事業者及び医師会などと協力して、緊急時における迅速かつ的確な医療体制を確保するため、放射線測定資機材、除染資機材、ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材の整備に努める。

第6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

1. 放射線防護資機材の整備

市は、国、大阪府と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

2. 情報交換の実施

市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より放射線防護資機材について、国、大阪府及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第7 原子力施設上空の飛行規制

大阪航空局は、航空機による原子力施設の災害の発生を防止するため、原子力施設上空の飛行に関し、次の措置を行う。

- (1) 原子力事業所付近の上空の飛行はできる限り避けさせる。
- (2) 原子力事業所上空に係る航空法第81条ただし書き（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わない。

第8 防災対策資料の整備

市は、大阪府と協力して応急対策の的確な実施に資するため、関係機関と連絡調整の上以下のよ

うな資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、大阪府防災情報センター、OFC等に備え付ける。

＜整備を行うべき資料の例＞

(1) 原子力施設（事業所）に関する資料

- ア．原子力事業者防災業務計画
- イ．原子力事業所の施設の配置図

(2) 社会環境に関する資料

- ア．周辺地図
- イ．周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、災害時要援護者の概要に関する資料）
- ウ．周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）
- エ．避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
- オ．周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
- カ．緊急被ばく医療施設に関する資料（1次医療施設、2次医療施設それぞれに関する位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- キ．OFCへの飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- ア．周辺地域の気象資料（過去5年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
- イ．線量推定計算に関する資料
- ウ．平常時環境モニタリング資料（過去数年間の統計値）
- エ．周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- オ．農林水産物の生産及び出荷状況

(4) 原子力防災資機材等に関する資料

- ア．原子力防災資機材の備蓄・配備状況
- イ．避難用車両の緊急時における運用体制
- ウ．ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

第9 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国、大阪府と連携して放射性物質の除染に関する資料の収集・整

備等を図る。

第10 放射性同位元素等に係る災害予防対策

原子力事業所以外の事業所等での放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策について、他の関係法令等による定めのない範囲で、放射性同位元素取扱事業者（障防法第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、本計画に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

第6節 土砂災害予防計画

《実施担当》平常時の行政組織における部局等

事務局、土木部、建築部

土砂災害は、地震動又は降雨等に起因する土砂による災害であり、定期的なパトロールの実施により被害を受けやすい箇所等の実態を調査、把握し、当該地域住民に周知するとともに災害防止工事の推進を行う。また、総合土砂災害対策推進連絡会等による円滑な警戒避難が実施できる体制の整備を図るものとする。

第1 急傾斜地対策

急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を防止するため、危険箇所の実態を調査し、必要に応じて法令による指定や崩壊防止措置を講じるとともに地域住民への周知徹底に努める。また、崩壊に対する警戒避難体制の確立に努める。

1. 急傾斜地崩壊危険箇所の把握

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づき大阪府が指定した危険区域と、大阪府の急傾斜地崩壊危険箇所調査の結果、崩壊の危険があるとされる箇所を資料に示す。

資料2-20：急傾斜地崩壊危険区域等

2. 災害危険区域の把握

建築基準法第39条第1項の規定に基づく大阪府建築基準法施行条例第3条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険区域外の箇所についても、急傾斜地の崩壊による危険が著しい箇所については、災害危険区域として大阪府が指定する。本市での当該箇所を資料に示す。

資料2-21：建築基準法に基づく災害危険区域

3. 行為の制限

急傾斜地崩壊危険区域においては、大阪府は、がけ地の崩壊を助長または誘発する原因となる行為を禁止、制限するなどの規制を行う。また、災害危険区域において、市は、建築基準法第39条第2項の規定に基づく大阪府建築基準法施行条例第4条第2項の規定に基づき、住居の用に供

する建築物について建築制限を行う。

第2 土石流対策

土石流災害を防止するため、土石流危険渓流及び危険区域の実態を調査し、必要に応じて砂防工事の実施、予防措置の指導等を行うとともに地域住民に周知徹底する。また、土砂災害に備え、防災体制や情報連絡網の整備、災害発生時の避難体制の確立等に努める。

1. 土石流危険渓流の把握

土石流危険渓流とは、平成11年4月16日付建設省河砂発第20号による土石流危険渓流及び土石流危険区域調査等による土石流の発生の危険性があり、下流域に被害の恐れがあるとされた渓流である。

資料2-22：土石流危険渓流一覧表

2. 防災体制の整備

土石流危険渓流については表示板を設置し、地域住民に周知するとともに、土石流予報警報装置等による監視体制を整備し、常に危険性の有無の把握とその資料の整理に努める。また、危険区域は広範囲にわたるため地域住民の協力が不可欠である。このため市民の防災意識の啓発・向上に努める。

このほか、降雨に注意し、警戒雨量を超えた場合に備え、付近住民に周知する情報連絡網の整備を図るとともに、災害発生時には避難体制の確立に努める。

第3 山地災害対策

土砂の流出や崩壊を防止するため、山地災害危険地区の状況把握とともに地域住民への周知徹底に努める。また、土砂災害に備え、防災体制や情報連絡網の整備、災害発生時の避難体制の確立等に努める。

1. 山地災害危険地区の把握

近年、台風、集中豪雨、地震等に伴い山地災害が多く、人命・財産に大きな被害を与えているため、治山工事等を計画的に推進し、警戒体制の確立等、災害の軽減に努める。山地災害危険地区とは、平成18年7月3日付け18林整治第520号による山腹の崩壊、崩壊土砂の流出等により、現に災害が発生し又は発生するおそれのある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接及ぶおそ

れのある地区であり、大阪府の調査による本市での該当地区を資料に示す。

資料2-23：山腹崩壊危険地区

資料2-24：崩壊土砂流出危険地区

2. 防災体制の整備

大阪府及び関係機関と連携して災害情報の収集及び伝達、警戒や避難等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備・確立に努める。

第4 宅地防災対策

1. 宅地造成工事規制区域の把握

宅地造成工事規制区域とは、宅地造成等規制法第3条第1項の規定に基づき、宅地造成に伴いがけ崩れ又は土砂の流出を生じるおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を指定した区域であり、本市での当該指定区域を資料に示す。

資料2-25：宅地造成工事規制区域

2. 行為の制限

宅地造成工事規制区域においては、宅地造成等規制法に基づき宅地造成に関する工事等について、がけ崩れ又は土砂の流出を防止するため必要な規制を行う。

第5 土砂災害警戒区域等における防災対策

大阪府が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行った場合、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を市民に周知させるよう努める。

1. 土砂災害警戒区域等の把握

土砂災害警戒区域とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり大阪府が指定する。また、土砂災害特別警戒区域とは、同

法第8条第1項の規定に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、大阪府が指定する。本市での該当箇所を資料に示す。

資料2-26：土砂災害警戒区域等

2. 行為の制限

大阪府は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

3. 防災体制の整備

- (1) 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。
- (2) 警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。
- (3) 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

第6 警戒体制等の整備

1. 避難体制の整備

市は、土砂災害危険箇所周辺の地域住民が安全な避難が行えるよう避難体制の整備を図る。

(1) 危険箇所の周知

土砂災害の危険箇所について、その危害が及ぶ地域の防災に関する総合的な資料（地区別防災カルテ）を作成するとともに、当該地域における看板等の設置、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催等により地域住民に周知するものとする。また、危険地区の住民又は土地所有者に対し、防災措置についての助言指導を行うものとする。

(2) 自主防災組織の育成

地域住民に対して、災害情報の収集伝達、避難、救助活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、当該住民の協力を得て、自主防災組織の育成に努める。

(3) 警報装置等の整備

危険箇所に雨量観測のため必要な雨量計を設置するとともに、その周辺の地域住民の避難が円滑に行われるよう当該地域に警報装置、防災行政無線固定系の整備に努める。

2. 災害危険箇所等の防災パトロールの実施

市は、梅雨期及び台風期の前には定期的に、集中豪雨時には随時、被害を受けやすい箇所等の巡視、点検を実施し、土砂災害発生の前兆現象等についての的確に把握するものとする。

また、必要に応じて、大阪府を通じて大阪府砂防ボランティア協会に対し、斜面判定士の派遣要請を行い、土砂災害危険箇所の早期巡視を実施する。

3. 情報収集及び伝達体制の整備

市は、気象予警報等の情報の収集に努め、その収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、防災行政無線等の伝達機器の整備を進めるとともに、あらかじめ地域住民への伝達手段、手順、ルートを決めておく。なお、その場合に災害時要援護者への情報伝達にも十分配慮する。

4. 避難路等の整備

(1) 市は、災害危険箇所等ごとに、危害が及ぶ地域の人口、世帯数（老人ホーム、養護施設等の有無、災害時要援護者の人数）等についてあらかじめ実態を把握し、地域住民が安全に避難できるよう、避難路、避難場所を選定するとともに、地域住民にそれを周知する。

(2) 避難路、避難場所の選定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

ア. がけ崩れ、土石流等の被害を受けるおそれのないこと

イ. 洪水氾濫等の水害を受けるおそれのないこと

ウ. できるだけ近距離にあること

5. 防災知識の普及

市及び関係機関は、地域住民に対し、日頃から土砂災害に関する防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期（梅雨期、台風期）にさきがけ、防災行事や防災訓練の実施に努める。

普及すべき内容は、次のとおりである。

(1) 土石流災害の特性

(2) 警戒避難すべき土石流の前兆現象

(3) 災害時の心得

第7 災害防止工事の実施

危険箇所における土砂災害防止のための工事は、基本的には当該土地の所有者、管理責任者又は占有者が施工すべきであるが、一定の条件を具備し、関係法令に基づき危険区域に指定された場合は、国及び大阪府が事業主体として緊急性等を考慮し、災害防止工事を実施する。

第8 土砂災害情報相互通報システムの整備

土砂災害から人命を守るため、リアルタイムの雨量情報や土砂災害危険箇所の位置情報など、土砂災害に関する最新情報をインターネットで周辺住民が情報を得ることができるよう専用ページを開設し、市のウェブサイトで公開している。